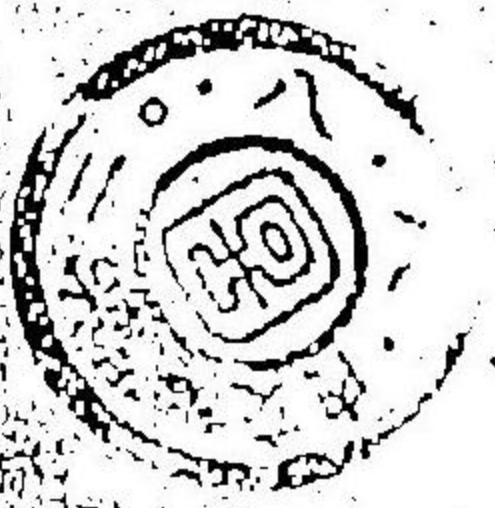


105017



吉田神社事蹟考序

掛卷のかしこ付けれど。高天の原に事はしめたまひし。神皇祖
 の「れきてたまひし御法のまに」。大日本豊秋津洲の御國
 萬の事ら神習ひにならふ御國風になん有ける。故皇
 の御代。く。樗の木のいやつき。く。に。天つ神地つ祇
 ひまづりて。尊ひ敬ひたまひしかハ。皇神たちの守り
 き。へたまる。御しるし。もいやちこに。して。天皇はい
 高く尊く。民刑はます。く。れたひにやすらけて。言
 する人し。もあらざりけらじ。かく天神たちの御稜威をあ
 らぬし給ひし時々に。國々の幸と。もか朝廷にきこえあげて。
 大勅をもて幣帛を奉る例に。れきて給ひしに。御社の數つも

りて。延喜の御代には。三千一百三十二座までいはいれたまへりけり。神名帳の外なるは。幾千萬の御社かおのじつらん。今知るべきかきりにあらず。されはうちまかせて神の御國といひけんも。しひ言にはあらしむ。朝廷の御威光やとおとるへまして。みたれ世の年月をふるまへ。あまたれはむける中には。御在處をかきたえてさたかならぬもあり。又かしかはれはしましなから。いかなる神にてれはすらんもしられぬかあり。まして人の心うすらに成て。あふきまつるもまをじからねは。神もうとまじとやれもほしめむ。御稜威をあらわしたまふともをさくなくなりて。今の世の心には。神といへはありやなやと。うたかひまつるもあり。又世

のあらましにひかれて。我神國もきたなきにみしらか國も。ひとしなみの様にれもふもありて。ようせすはいみじきまかよもいてきなんと心ある物より人へ。思ひ艸のたねになむすなる。こくに我か水戸の城の南なる吉田の社に鎮りませる大神はしも。延喜の帳にのせられて。名神大社にれはしむ。月並新嘗の幣帛にあつかり給ふ例にて。今もこららの人らの。うふすなどあふきまつりて。尊ひまつる物から。むかしハ。いかさまにさかはれはしましつらんともしらむ。おろかなる輩ハ。いかなる神にていかなる御いさをのれはしましけむとも思ひわかつてあるを。こたひ吾友栗田寛ぬしか。あがぬぞに思ひて。御社にふるぐつたはれる書ともを考へ正

し。はた大神の御功業のあらましをさへつはらにかきそへて。名つけて吉田神社事蹟考となんいひける。この一卷をひらき見るに。遠き御代く朝廷よりあまたくひ幣帛をさへけ。御位を進らせられしをはしめて。神田あまた處ありて。年中の御祭の月毎にさかえ給ひし。あるは我か先つ公たちのいたく尊ひたまひて。くさくの物ら獻られしあらまじまてき。おつるくまなくかきつめたれば。久しき年月うつもれ給ひし神威の。今さらにあらたなる心地して。貴くかたしけなく。うれしくなんありける。あはれ今天下の物知人ら。このぬしか真心にならひて。國々にいはれたまへるありとあらゆる神の御社のとく。かう様にかきあらはさましかは。

大神たちの高くたふとき大御光も世にかきやき。長き夜のやみにまよへる世人の夢もさめさらめやは。かくてあまつ日をあふきまつるとく。高きもいやしきも清き心をもてつかへまつらむに。天津神國つ神たちも。などかあななひさきひへたまはさらむ。さてこゝ今の世を遠き昔の御國風に引かへすへきものはしめなれとれもふに。これの一卷の考へ書よ。あなれむかしのそと寶。たからのふみといふへくなんありける。かくいふはれなし國人久米幹文

明治二年正月のつこもりの日

し事は。建曆三年文書に。當社者國內第三之鎮主。また應安元年文書に。ひた古
ちの國吉田第三の社。藥王院永仁五年の文書に。常陸國第三社などあり。

は神社の製造に。六間廻廊。三間の回廊あり。又鳥居玉垣も麗

しかりつと見えたり。仁治二年文書また御財倉。御燈屋。東細殿。南屋。廳

祭殿。寛治四年文書。○按御財倉仁治二年又三鳥居の外。廳屋などあり。

文。その末社は散飯宮。押手宮。笠原宮。電宮。稻荷宮。飯宮。國見宮

早歲宮。坂戸宮。水戸宮。千五百余所宮。八龍神宮など見え。吉田社文

書神事。凡年中の祭事は。正月一日御祭。料參解。○神事注文に。正月一日

注文。日同十四日浮之郷役とあり。已下圈外に。しるせるは。みな神事注文としるべ

由也。下皆之に倣へ。さて文永八年の文に。正月七日御戸開。歲御祭。料二

御祭。料參解。○二月三日御祭。料參解。○三日草餅鳥島神事。從

五日御祭。料參解。○四月五日膝着御祭。恒富七ヶ郷役。按若本文差に作る誤

詞。座在路。南西。座前置。祓布。延喜四時祭式に。神主祓料云々。た々祝詞料とある
も同し。神主の祝詞を讀時。跪く料に布を敷設くる事と聞ゆるに。附て思ふに。
膝着祭とハ。神官等神庭に寄集ひ其膝着に。五月五日祭。料貳斛。○五日御田
座列て。祝詞を讀む御祭のありしなるへし。神事吉田寺家八乙
女一人。浮之郷百姓八乙女一人。常葉郷一人。酒戸一人。吉沼郷八乙。六月依那
女一人。合五人。按に。こは此郷々より八乙女を出して仕奉る由也。
布上祭。料貳斛。○六月六日氷神事。從中西役也。同吉田拂澤村。同夏越。拂從笠
の祭ならむ。七月御祭。料參解。○七月見浦御神事。袴八月新物祭。料三斛。○
今詳ならす。七月御祭。探郷役。同七日御祭。吉田郷役。八月子日
御神事。浮郷。九月祭。料參解。○九月九日。箕河郷役。同十五日嘉例神事。大戸郷
吉田千波役。役。同十九日。月日御祭。神生分役。十月十日。收納神事。山本
郷役。按に。毎年九月十五日を大祭とす。此日神輿細谷村の舟渡場の邊に。
假屋を設けて此地に巡幸し給ふ。こは古神領の地に依ての事なるへし。十一
月御祭。廳神久羅。料參解。○本書羅の下料字脱たるに似たり。故今之を補
ふ御祭ありし。黑九祭。料貳斛。○按此。飯宮祭。料參解。夕神久祭。料參解。○按
にもやあらん。祭今詳ならす。飯宮祭。料參解。夕神久祭。料參解。○按
字脱たるにて。夕神樂にはあらじ歟。延喜式。國神祭の條に。五色帛各三尺。朝
神樂料とある。名目證とすへし。さて按ふに。夕神久祭。朝祭と次序たるは。夕神樂
朝神樂祭の朝祭。料參解。千五百集神祭。料□□。○按に。こへ上に千五百余所
義ならむか。宮とある神にて。千五百集神とも云

國主御祭料貳 神御祭料貳 又十二月初午神事。七社官上

神事。この七社は何神をさして申せるにや詳ならねと。世に常陸の七社と
も。水戸の七社とも申す事のあるは。もし此社ならんか。佐野六藏家藏
文書に。七社は水戸瀬。國見。坂戸。師保井。吉田。笠原とあるなどありて。みな朝
りて。一社關たり。今考ふへき由なし。附て後考に備ふ。

延より祭料を賜はりしなり。寛治四 又十一月捧幣神事。同月

午日より辰日に至るまで祭を行ふ。これを十二度祭事と云。

また東宮神事。四月五日。從恒宮七郷藤着。同 左大臣祭。二月十八日。右

大臣祭。三月廿七日。毛懸。初午神事。五月三日。御素木拂神事。六月晦日。

内拂。風流神事。七月十六日。漁之神事。八月九日。吉田郷之

澤村。下居兩。を毎年大神事とす。目録 凡其神領の地。吉田本郷。並山本郷。

承久元年弘 細谷名田。建久七 袴墓郷。常磐郷。朔幣田各二段。建仁二

安二年文書 箕川村朔幣田。建曆三 神生村。佐渡村。建長二年文書。按今見川村と千波

いひ。其邊を佐 宇喜郷。酒戸。吉沼。河崎等の郷あり。文永二年文
書。按藥王
院安貞二年田檢注目に。吉田郷分田二十九丁大。此内神田四丁七反。酒戸郷分
除三丁七反。河崎郷分除二丁六反。細谷村分除田八段。吉沼郷分除六反。山本郷
分除三丁一反。また仁治帳に。袴塚郷分除二丁半神田とある分注に。佐渡村。神
生村と見え。又宇喜郷分除九丁七反神田とある。みな當社領と聞えたり。さ
て山本郷は。神社文書藥王院文書と考ふるに。山本郷武熊村とある時は。今の
武熊町の地。又河崎郷は今の河崎町の地をなべて云る名なるへし。神生村ハ
或書に江戸氏水戸城に居し頃。神生平と云ひ。天正中に神應寺を建し地にて。
今の常磐郷藤澤小路是也と云り。さもあるへし。神應は神生の通音を用ひし
なる。其神殿は。廿年毎に一度之を造る。小規隆職祝詞。建曆二年文書。

改め造る事は。天武天皇朱雀三年に。伊勢大神宮をしか制玉へるより起れり。
其它は住吉。鹿島。香取の三社なれど。其始め詳かならず。日本後紀弘仁三年六
月辛卯。神祇官奏言に。住吉。香取。鹿島三神社。隔廿箇年。一皆改作。積習爲常。其弊
不少。今須除正殿之外。隨被修理。永爲恒例。許之。とみえれば。弘仁より以前の
制と聞ゆ。さて正殿のみ改めらるゝ制なりしかと。三代實錄。貞觀八年正月
廿日丁酉。條に。鹿島大神宮惣六箇院。二十年間一加修造云云。元慶六年十二月
九日。勅に。以下總國神稅。稻云云。充造正一位勳一等香取神社雜舍料。隔二十
年一作例也。とありて。猶舊の隨なりしを。延喜臨時祭式に。凡諸國神社隨被修
理。但攝津國住吉。下總國香取。常陸鹿島等神社。正殿。廿年一度改造と見はたる
に依らば。此時弘仁の制に復され給ひしなり。かくて伊勢及び三社の餘。此例

五

更に開けたる事なきを。當社の鹿島に次て造替あるは。深き故こそありつら
めとも。今は知かたし。その造替は。長寛元年一度。次に卅一年を経て建久四年
一度。こは長寛より卅二年は壽永二年にして。彼西海大亂ありし時なれば。延た
るにやあらむ。次に建久より卅一年の後。建保二年。次に廿七年の後。仁治二年。
次に廿九年を経て。文永七年。次に卅九年を経て。延慶二年。なとにありし趣。文
書に見えて。次々に云るか如し。古へはかならず卅年毎に造替ありしなるへ
ければ。後には伊勢の神宮さへ年紀に違へるも。時々聞ゆ。凡、神殿造替の
時。御體及ひ神寶を假殿に遷し奉るを。假殿遷宮といひ。御社

修理。終て後。正殿に坐奉るを。正遷宮といふ。左衛門太郎 陳狀大掣 正遷宮
は。朝廷其日時を卜定て。神寶を發遣し給ふ。仁治二年 年中祭祀及

造營の用途ハ。社領の諸郷また禰宜祝等より供奉る。之を社
役といひ。國司地頭より奉るもの之を國役と云ふ。建保二年文 書。右衛門尉

三善氏在判文書。凡其社務を行ふ者。古に在てハ吉美侯氏なり。
神事目錄を參取。

○按日本武尊を祀れりと云傳へによりていはを。吉美侯氏は豊城入彦命の
裔にして。日本武尊の御父景行天皇の皇祖父に坐せは。其御子は。日本武尊と

從兄弟に坐せり。故其因縁に依て。吉美侯氏に代て。其職を繼者を小
この神社に仕奉れるにやあらむ。

槻宿禰といふ。承安二 年文書 小槻氏世に左大史として。大政官の文書

を掌る。職原鈔。小 槻系圖 故京師に在て。當社の事を攝行はれき。故當國

に預所職を置て。社務の事を沙汰せしむ。吉田文書大意○姓氏錄。 三代實錄。小槻系圖を合

考ふるに。小槻宿禰姓は。垂仁天皇の皇子淡知別王に出たれば。日本武尊の大
后兩道入媛の御兄弟に坐し。淡知別王の御母と。入媛の御母も御兄弟なれば。
甚親しく坐しけむ故。其御縁も。又大舍人氏あり。其は蓋神社を建創
て。この社に仕奉りしならむ。

めし時より仕奉るを以て。之を氏人と云ふ。正安四 年文書 後或は大祝

たり。或は田所職に任さる。故遂に田所を稱號とせ。今大宮司

田所氏即其裔也。吉田文 書大意 其神官は。官司。寛治四 年文書 神主。承仁三年。嘉元三 年。正徳三年文書

大禰宜。正應四 年文書 禰宜。承安二 年文書 大祝。寛治四年。元 亨三年文書 權祝。田所等の職あり。建 曆

三年。文永八年。其下神官は。毎夜社頭に宿直仕奉る。元弘元 年文書 又長大
嘉元四年文書。

夫。笛大夫。納豆大夫。大祝大夫。衆生禰宜。筒柄大夫。賀良大夫。高禰宜。小禰宜。拂祝大夫。などあり。こはいはゆる下神官の名目によ。又舞人。八乙女を置き又田所に社人十六人を附置れき。神事當時神社の御盛なりし事。想見るへし。今も社家四戸あり。毎年祭禮四月。五月。十一月の五日。六月晦日の稜。九月九日。十五日に之を行ふ。十五日神事を以て大祭とせ。この夜神輿細谷村の舟津那珂川に出御し給ふ。御銚。御旗。御神。次に神樂男。神樂女。笛鼓を調て前行し。神官田所大官司以下數人。或は神劍を持ち。或は幣を取て扈從し。府下の氏子數百人。各もく燈をかきけ。神輿の前後に従て送り奉る。其儀甚盛なり。○按事蹟雜纂に。湊の和古老傳へ云此磯は昔倭建命東征の時。舟開し給ひて陸輿に至りまし。地なり。昔ハ九月十五日の祭に。御輿を舟に乗奉り。那珂川を経て。田所磯に至る例

なりしが。争論の事ありし。吉田神社古今の沿革。大抵此の如し。
より此事やみたりしとぞ。

田邑天皇 漢文 德天皇 天安元年五月壬戌。在常陸國從五位上勳八

等吉田神に從四位下を授け給ひ 文德實錄○按從五位上勳八等に叙されしこと。正史にもれたれば。

考へき 由なし

水尾天皇 清和天皇と申 貞觀五年八月壬戌。從四位上に進め。三代同十

四年。新羅海賊の患あるを以て。勅して數度の祭會。及諸雜舍修理料組穀八百三十束を寄奉る。吉田文書○按三代實錄。貞觀十二年六月。肥前杵島郡。兵庫震動せり。

之を卜ふに。隣兵を戒むへしと云り。此時禁置し新羅七人逃れたり。八月對馬國新羅に近きを以て。將師一員を置く事を請ひ。十一月藤原元利啓。新羅と謀を通じて國家に寇し奉らむとする事。など見えたれと。此十四年の事は見えす。十二年より打續きて。新羅の事ありしを以て。御祈などありしなるへし。

陽成院天皇元慶二年八月八日辛未。正四位下を授奉り 三代實錄

後山科天皇 醍醐天皇 延喜の式制には。既に名神大の社にして。每

年二月四日。國司祈年祭の奉幣に預り給ふ。其幣に大小社の差別あり。當社には。絲三兩綿三兩を奉らる。延喜式朱雀院天皇天慶三年正月壬申。是よりさき平將門等叛奉れるに仍て。天下諸神に一階を増奉るの御祈あり。國太曆源平盛衰記此時當社の神位を増て。正四位上に進め。封戸を寄加へらる。參取國太曆源平盛衰記。吉田社建曆三年文書。

白河院天皇永保元年二月丁卯。天下諸神に一階を増の詔あり。仍て此時從三位の神階たり。革曆勘文。源平盛衰記。○本書一階を増の詔あるのみにて。從三位を授奉る由はなけれど。大意を取すへてかくは記せるなり。已下みな同じ

堀河院天皇寛治四年。○按本書月日闕勅して數度祭會并に諸雜舍修理料租穀捌百參拾束を奉り給ふ。貞觀十四年新羅海賊の時

御祈ありし例に依し也。此時官司正六位上吉美侯氏。大祝大舍人氏あり。寛治四年文書

崇徳院天皇長承年中。○按本書年月日並闕左大史小槻宿禰政重を以て社務とし。吉美侯氏に代らしむ。承安文書

永治元年七月丙午。革命の御祈に依て。天下諸神に一階を増奉る。此時正三位に進給ふ。百鍊鈔革曆勘文。源平盛衰記

近衛院天皇久安五年二月廿九日。宣旨を下して云。是よりさき恒例神事。法の如くならず。神領の民。供神物を奉らず。或ば上下諸人。四至内に濫行ある事などを禁めき。今より後。社司公民等各權威を施し。濫行を致す者は。在所並に交名を進むべく。若知て告さる者は。神人も重科に處すべしと仰せ給

仁平元年四月八日。吉田郡武田荒野を以て神領とせらる。吉田

神社
文書

二條院天皇長寛元年。○按本書 遷宮の禮を行ふ。小槻 初社務

小槻宿禰政重の男を師經と云ひ。次を永業と云ふ。小槻 並に

吉田社務を行ふ。隆職 永業の弟を左大史隆職と云り。小槻 系圖

永萬元年。○按本書 隆職を以て社務を行はしむ。隆職 是歲六月

神祇官より御年貢物を本社に奉りき。伯家 部類

高倉院天皇承安二年十二月廿九日。辨官符を下して云く。初

吉田社司解文を捧けて云く。謹て案内を檢ふるに。稅使役を

停むへきの本下文。數代の國判あり。○按本書。件の使役は代始の大
神寶稅使以下。五休御卜役役等

是なり。而るに國司在廳官人等。是非を論はず。課役を充らる。依
て社境を騷亂し。神事例に違ふ事を致せり。又神田は不輸の
地。全く公田にあらず。神人は不課の民にして。衆民に異なり。
然れば勅事國役を宛課すべからず。然るに 伊勢二所大
神官の役夫工。造内裏。大嘗會の時。猥に譴責らる。は左道の
甚しき也。○按 伊勢二所大神宮役夫工。造内裏。大嘗會米等を諸國に課
威勢も衰坐して。古の制度の如くならざりし故に。神社佛寺に課せて。其用途
料を奉らしめ給ひしものなるべし。其は中右記寛治八年八月廿七日早且。自
關白殿有召。即參入云々。内覽諸國役夫工解狀。(倭後。倭中。播磨。上野。)仰云。上
野國。自本有亡。與開。依爲實檢。遣使了。云々。九月十七日。於陣伊勢遷宮役夫工國
解三通。(伊賀。越後。遠江) 覽新上卿新中納言被命云。伊賀早可。妻下殘。二ヶ國
解狀。心開見給可。左右者云々。十月十日。天晴。有政。依可請印。伊勢外宮役夫工等
官符也。十月卅日。伊勢太神宮内外遷宮之比。諸國役夫工等相催之間。多有亡。與
聞。過今三ヶ年。可被造宮。賦多。以同中云。東鑑建久元年二月廿二日。丁酉。遣伊勢
大神宮役夫工米事。諸國地頭等。有未濟之旨。去年十二月。帥中納言奉書到來之
問。日者。被經沙汰。今日被奉御請文云々。去年極月十二日。御教書。同廿四日到來。

役夫工米間事。權右中辨親經奉書謹拜見候畢。知行國々者。先日任被仰下候旨。已令致沙汰候也。其中下總國以下被仰下旨。早可加下知候也。抑御免庄々。就先度仰。令除候之處。信濃越後上總等國々。可令加免之由。親能下向之度。被仰下候へば。追文令除候畢。(中略)宇都宮熱田宮八幡宮御領所役事。尤可然候。可令進濟之由。被仰下候上。重可令下知候也。凡背被仰下之旨。致對捍ひはん輩は。重て注文にて可令下知候也。朝家御大事に候之上。甘簡年一度之役にひ。旁不可致懈怠ひ也。云々。六月己丑。太神宮役夫工料米事。信濃國未濟所々相交之由。遣宮使言上之間。被差副雜色時澤於使。可催獻之旨。被仰下云云。廿九日壬子。諸國地頭等遣大神宮役夫工米事。多以有對捍之間。遣宮使頻申于細之間。重被仰下畢。仍日來被經其沙汰。且被觸仰地頭等。且被進請文云々。又本國稅所氏文書。建久五年二月頼朝在判の文に。役夫工米之濟例。儘可致沙汰事也。凡吾朝六十餘州ハ。雖爲立針之地。伊勢太神宮の御領ならぬ所あるべからず。同賀茂神社建仁四年三月の文書に。下中郡庄并鴨部宮内云々。右庄者任鳥羽院白河後白河御起請之旨。被停止大嘗會米役夫工米以下萬雜公事畢云々。於自今以後者。一向令免除之處也。云々。寛元元年四月十日丙辰の東鑑に。大嘗會用途米濟所々。可相催之由。被仰政所即施行云々。また本國府中惣社文永十一年六月の廳宣に。右大嘗會者。天下之重事。諸國之課役。□是以所被宛召段別三升米也。早任宣旨平均令宛催早速可進濟云々。鹿島神社正應二年五月遣太神宮所の下文に。常陸國鹿島社領料役夫工米事。右當役者。依爲朝家無双之重事。不嫌三社領三代御起請之地。不論先例之勘否。證文有無。平均可致沙汰之由。代々雖被定下。自往古無件。役勤仕之例之由。於御奉行所被申于細之上者。任先例於□□□□社家方一圓下地進止之地不可懸催。無役一向所避進也云々。東寺天承元年三月辨

官府に應早任先例令免除遣伊勢太神宮役夫工充課當寺所領丹波國大山庄并攝津國垂水庄事云々。權大納言藤原朝臣宗忠宣奉勅。宣任先例令免除。建武五年八月文書に。大嘗會米事。院宣如此。於濟例者。雖爲段別參升。以撫民之儀。停止雜事以下課役。所省宛直錢參拾文也。また曆應元年十月文書に。大嘗會米事。院宣御教書如此。早任被仰下之旨。三代御起請之地并三社御領等外者。平均院田數。來二十三日以前被運送段別參拾文。充代錢。於淡河宿者。任配符田之等。可請取之。若令日限逾期者。任御事書之旨。嚴密可致其沙汰候。云々。攝津國諸庄園領主御中。また永和二年十月の文に。丹波國大山庄大嘗會米事。諸國寺領平均被免除上者。當國催促。暫可被問之由。被仰出候也。また鹿島神社至徳元年十二月の文書に。常陸國大嘗會米事。於鹿島神社大稱宜治親分者。任先例所令免除也。また文正元年七月留守所下文に。大嘗會要脚若狹國段錢之事。太郎保本所十二町九段廿分一段別八十文宛。右任五月一日之御教書。當來十三日以前可有究濟。若難進在所者可令□□入部者也云々。藥王院應永十二年九月の文に。常陸國吉田郡吉田社。供僧神官等申。當社領役夫工米段別錢事。大使亂入之由。供僧等就歎申之。札明于細候處。於彼社領者。依無公田。去承安二年十二月廿九日役夫工米以下諸公事等。勅免之條。公驗明白之上。所令免除也。云々。山城國神社元久二年官符に。准官省符地。停止官使檢非違使國使大被清被使等。關入免除役夫工米大嘗會造内裏□□頁蘇已下。恒例臨時勅院事。大小國役云々。また北野神社應永廿三年の文書に。右伊勢造宮(附諸社)御禊大嘗臨時恒例課役等。准三社領三代御起請符之地。永令免除之處。動有催促之輩云々。太不可然。於向後者。每度雖不被仰出之。悉以永代所令免除也。などあるにて。大抵其趣を知るべし。上に云る賀茂文書に據りていは。神宮役夫大嘗會米等を課する

事は既く白河天皇の御世以前の事なるべく。惣社東寺の文に據る時は。太尊會米は。段別に三升と云御法なりしが。或は撫民の爲に三十文を召し。或は八十文とせられたり。三代起請とハ賀茂文書によるに鳥羽白河後白河の三代なる事も知られたり。なほ役夫工米は。下の嘉祿寛喜寶治文永等の條にまゐせるをも合せ見るべし。此等の事。猶它の書にもあしめれど。今は已が見得たる限りを記して。後考に備ふるのみ。又當社ハ吉美侯氏を以て社宜として。社務を行はしむ。而るに世澆季に及び。人凶惡を好み。在廳官人等。非法の國役を課せ。且神境を押妨くる事あり。是に依て去長承のころ。故ありて當社社務を小槻宿禰政重に寄附る所なり。其後相受て社務を行ひ。當社の部要を亂さるは。唯此人にあり。望請くは永く國司の妨を留めて。隆職の子孫に社務を行はしめむ者。故勅して請の隨に之を行へと仰せ給ひき。吉田文書。○按社宜疑らくハ彌宜の誤ならん。

治承四年十二月乙卯。革命の御祈に。天下諸神増一階の勅あり。

り。此に至て從二位に進給ひ。諸神記。源平盛衰記。

後鳥羽院天皇文治元年三月四日。又増一階の勅に依て。正二位に進給ひ。諸神記。

建久四年。○按本書。月日闕。國司社家等に勅して。新に神殿を造らしむ。

九月八日辛未。棟上あり。十二月十六日己酉。遷宮の式を行ふ。此日左大史小槻隆職使を遣し。幣五捧。五色幣帛五前。御鏡四面。鈴十口。御鉾十兩。銅御器五口。同御蓋廿口。御箸五口。御簾七間。御帳三流。赤地唐錦一枚。纒細端御疊三枚。獅子狛犬各一頭。□□神寶御裝束禰宜明衣等を調へ。馬一匹を牽副て。壽命長遠。子孫繁昌等の事を祈る。

隆職祝詞○按本書年月なけれど。文中に隆職知行の後。社務を總行して。已に

廿八年に及へり。長寛元年御遷宮以後。居諸推移云々。四月一日丁酉。□九月八日辛未。十二月十六日己酉とあるに據て。長寛元年より以後を。長曆もて推考

ふるに。建久四年四月朔。即丁酉に當り。九月朔甲子にて。八日即辛未に當り。十二月朔甲午にて。其十六日即己酉なれば。其建久四年なる事著明し。故今訂書ことか。是よりさき源頼朝卿府を鎌倉に建て。諸國に守護を置く。庄園に地頭を置て。自總地頭となり。勢を恣にしてみな家臣を以て地頭とせしより。國司の權守護に移り。領家又其地を失て。天下の政關東のまゝなりき。東鑑承久記。保曆間記。神皇正統記。初承平中平國香常陸大椽たりしより。是に至て二百六十餘年の間。多氣氏世々其職を掌りしが。是歲六月鎌倉の命に依て。多氣太郎義幹が所領筑波郡及南郡北郡を沒收して。一族馬場次郎資幹に與へて。大椽職を襲ふめしを以て。是後馬場氏又常陸大椽たり。常陸大椽系圖。是歲以下東鑑。

七年二月十四日。神領内細谷村田所貞恒名田參町。桑二十本

分の租を免除すべき由。鎌倉殿の命あり。

土御門院天皇建仁元年正月廿二日。鎌倉今を下して。神領年

貢の絹布精好ならず。且期に後るゝを以て。今より印文を差

し。四月を期とし。國中第一の絹四十四匹を奉るべき由を仰す。

正治三年文書 二月甲午。天下諸神増一階の勅あり。仍て従一位に進

み給ふ。革曆勘文。諸神記。

二年閏十月廿九日。預所下文を以て。社領袴墓郷常葉郷先例

の如く。七月十二月朔幣田 各二 を勤仕奉らしむ。吉田社文書○

と云事は。月毎の朔に幣を奉る例にて。其幣の七月十二月の料をば。此二郷の田より出すべく制たりしなるべし。今昔物語集に。今昔陸奥守として平維新と云者有けり。貞盛朝臣の子也。任國に始て下て神拜と云事すとて。國内の所々の社に參り行けるに。□□の郡に。道邊に木三四本許有る所に。小き神祠あり。人の寄著たる氣なし。守これを見て。共に有國の人々に。此には神の御するかと問けるに。國人の中に。年老て舊き事なればゆらんかしと見ゆる。庭官

の云く。此には止事なき神の御けるを。昔田村將軍の此國の守にて在しける時に。社の禰宜祝の中より。思ひ不懸事出來て。事大に罷成て。公けに被奏杯して。神拜も除かれ。朔幣杯も被止て後。社も倒れ失て。人參る事も絶て久く罷成たる也云々と語れば。守此を聞て極て不便也ける事か。神の御錯には非じ物を。此神本の如く崇め奉らむと云て。そこに暫く留て。數切り掃はせなどして。其郡に仰て。忽に社を大に造らせて。朔幣を奉り。神名帳に入奉りなどしけりと見えたる文を引て。伴信友が云る説に物語集に朔幣を奉り。神名帳に入れ奉るといへるは。國守かの國內神名帳に載たるかざりの神社に。毎月朔日に。幣を奉る恒例なりしなり。其は釋日本紀に引きたる淡路國例式に。正月元日。國內諸神奉朔幣事。毎月朔日准之云々。正六位上生石神社とあるを以て。諸國の例も然ありけむ事准へ知るべし。(下學集神祇門朔幣あり。)さて生石神社は。式に載られず。國內諸神と云へる中にて。いはゆる國內神名帳に入奉れる神なるべければ。これをも證とすべきなり。但し官社に朔幣奉らるる例は。いまだ體に書に見あたらざれど。然らぬ神たちには。すら奉らるるに。官社を除き奉るべきには。あらざるがうへに。淡路國例式に。國內諸神云々とあるをも。推て知るべきなり。今も下野國宇都宮明神には。朔幣とて。正月元日。二月朔日に。二前に餅。鴨。雉子。鯉。鬚斗。鮑。大根。蛸。串。鮑。蛸。未。醬。炊飯。酒等を奉り。三月より月次の朔毎に。餅酒を奉る例也。又康正元年に記せりと見ゆる丹後國田數帳。加佐郡の部に。朔幣料田拾壹町。一宮御料と見えたり。他社にも。なほ朔幣の例の遺れる所ありぬべし。但其供物は。必しも定りたる事はあるべからず。今の世にも。おほかた神社には。朔幣とて。酒餅などを奉るゆり。自ら朔幣の例の遺れるものなるべしとあるは。實にいはいはれたり。其官社に朔幣ありし例は。

本文。また建曆三年の條に引る文書。また鹿島神宮の文書。貞應二年太神宮田數注文に。田余廿九丁に。毎月五ヶ度御供田云々。同朔幣田七町八段。月毎六区とあるもの證とすべし。又新治郡稻田神社の縁起に。本社を去事四町許に。今雜幣田と云地ありて。古へ祭禮の時。種々の物を調進しつる由云傳ふと見えたる雜幣は。朔幣の誤にはあらじ歟。また應永六年に書寫せる日前國懸大神宮神事記に。五月一日御供頭人南人母朔幣十列以下如常。六月一日御供頭人上土師朔幣十列以下如常。七月一日御供頭人東行事。朔幣十列以下如常と云。八月より十二月に至るまで。朔幣の事を記せるみな。此定なり。又若狹國若狹彦神社の詔戸次第に。朔幣詔戸并返申同前。建長七年の文なり。また肥前河上宮政所注進神田坪々事とあり。安元二年の文書に。壹町正月朔幣田云々。養曆者宮方七十五前。國方五十五前也。壹町五月朔幣云々。壹町九月。預所職は專朔幣とあるを以て。官社に朔幣を奉らるる證とすべきなり。

ら社領の年貢雜役等の事を知る官也。正應二年。正和四年文書。後錄倉家人。此職たるに及て。社務の權も又衰へぬ。吉田文書大意。

順徳院天皇建保元年四月十五日。辨官牒を國司に下して云。去建曆元年十月三日。社司辭狀に。當社は國內第三之鎮主。靈驗無二之明神也。是に依て。天慶中別勅願に依て。封戸を加へ。

神位を増給へり。其後名稱古今に聞え。靈威都鄙に顯る。爰に
 神殿破損の時は。吉田那珂兩郡に仰せて造營せまむるもの
 例なり。然るに建久造營以後。廿廻の星霜を経て。數宇の棟梁
 已に傾きぬ。早く沙汰なくんば。殆基跡を失はん。中に就て一
 宮鹿島社は今年已に遷宮あるべし。當社相次て勤行せらる
 くは定例也。早く先例に任せて。國司に仰せて造營せらるべ
 し。又當社御供四月御祭の備は。毎年不闕の勤なり。其料の叙
 年毎に十斛。東西那珂兩郡○按倭名鈔那珂郡廿二郷の内。入野吉田安
 賀常石全隈日下部志萬阿波芳賀石上鹿島
茨城八部洗井十四郷は。中世の那珂西郡にて。文祿より茨城郡に隸り。朝妻岡
 田河内川邊那珂武田幡田七郷(大井一郷は其所詳ならず)は中世の那珂東郡
 にて。今那珂郡に屬たる地是也。と宮本元球いへり。より之を奉る例な
 きて此東西とは。那珂河を界として云るものなり。
 るに。東郡の公文慶宣法師去建仁元年より十一ヶ年の間。對

桿を致せり。其積を計るに。五十五斛に及びぬ。西郡にも其例
 を見習て。兩年分を對桿せり。神事の違例。ミな是によれり。早
 く官使を以て兩郡を催促し。慶宣法師を京師に召て。其罪を
 斷給へと申せり。故此に至て國司に勅て。請の如く之を行は
 しむ。八月勅願に仍て。箕河村の荒野を以て朔幣田に充給ひ
 九月大舍人成恒を權祝に任して。父貞恒に代らしむ。吉田社
 文書
 二年二月權祝成恒按本書成恒二字なし。今上文に據て之を補。等吉田社を造る用途料
 物を注進す。凡准絹參疋二丈。准布十六段。机參拾前。(小上机五前。小机廿五
 前)酒拾瓶。御坐疊陸帖。荒薦貳拾枚。御續松拾把。御供糶壹斛。御
 幣紙參帖。膝付准布參段。○按吉田社文書。無年號。用途料物の斷簡を載て。御供
 糶二石。布十二段。絹六疋。糸一兩。麩十五枚。鷹廿枚。饗膳二立六前。酒廿五瓶。小上
 机廿前。吉田郡大野絹一疋。二立一前。酒一瓶。糶二斗。麩一枚(下文闕)とあり。是歲
 是等中古供物のさまを見るに足れり。故今此に附て。後致に備ふ。
 蓋神社の造營あり。○按去年造營の事を。兩郡に命せられしを。此に至て
 用途料を注進するに據ば。此城の造營なる事著し。故

今訂書す事。九月鎌倉より大塚馬場資幹に命せて。在廳地頭兩
此の如し。職を兼行はしむ。東地頭も又神主等と共に。神社の祭祀修理
の事に預る。貞永式目

三年九月。國司より在廳官に命て。大戸長岡及中根郷を以て
吉田社内田倉。竈神。兩社造營の料に充らる。吉田社文書

五年三月廿日。去年神官等恣に阿容をなし。包安○按本用途料書姓關

米を私し。舊材を用て兩社の造營精好ならざる事を致せり。
故此に至て。左大史下知狀を下して。其事を糺問せり。

承久元年五月廿六日。社領山本郷川前郷等を以て。地頭の雜
役に充る事を停む。

三年閏十月廿四日。初鎌倉より地頭馬場資幹に命て。社頭の地

を犯す者を制しむ。小槻氏書翰。本書月日なし。然れと下條を合考ふるに。蓋同時の事。此に至て又神

官等に仰せて。今より後社内の事。地頭等自由の沙汰あるへ
からざる由を命す。承久三年文書是歲北條義時書を社務左大史小槻

國宗に贈て。社領の狼藉を禁る旨を傳ふ。小槻氏書翰國宗は隆職の
子なり。小槻系圖

後堀河院天皇嘉祿二年七月。社務。朝命を社領に傳て。造
伊勢大神官役夫公米は。先例准布を以て進濟せられしかど。

今度は見米を進むべし。若見米にあらずは。錢百文を入升に
充て。之を奉るべき由を命す。○按承安二年社司の請に依て。既に伊勢神宮の役夫工を充る事を停め給ふ

時。又此命あるべからざるに似たれども。承安より以後に至て。其事廢て行れざるにや。姑附致に備ふ。

三年六月廿八日。社領宇喜郷の地頭田所に命て。定使貞保の

未進米を進らしむ○按貞保は下に神主代貞保とある同人なり。定使とする職にて。其田所の犯人の事をもは文書の趣を考ふるに社領の納米等をもて。京に使沙汰しつるものと見えたり。

寛喜元年七月。預所の下知狀に云。吉田本郷犯人過料の事。領家地頭田所定使三分たるべき旨。壬生殿下知狀に見たり。然るに近年其沙汰なきの條尤不審也。今より以後。先例に任せて。各地頭相共に田所成恒と沙汰すべし。又甲乙の輩。領家の下知。預所の成敗と號て。自由の横論を致し。社内犯人の過料を以て。地頭一人の進止とし。地頭定使等神領逃亡人の能田を争ひ。薄田を棄るを以て。神田の荒廢を致せり。故今より以後。領家の下知といふ者ありとも。社内住人。京下定使。慥に證文を尋出して。甲乙の輩を糺し。犯人の過料は。三分して領

家地頭田所定使に分ち。逃亡の跡は地頭定使相共に他人を居て。其田を耕さしむべし。と仰せ給へり。

四條院天皇文曆二年八月。是よりさき田所職大舍人成恒。條々の過怠に仍て。其職を罷らる。寛喜二年此に至て成恒其過を

悔。起請文を進るを以て。復權祝兼田所職とせられたり。吉田社文

書。○按權祝兼三字は。藥王院建長八年文書に據る。

仁治二年三月廿七日。遷宮神寶の持夫運參の事に付て。社務主殿頭小槻國宗名據系圖下知狀を下して云く。右遷宮は社内の大營。邂逅の勤役なり。件持夫郷別に一人。地頭役として沙汰し進る者。先例なれば。子細に及べからず。之に依て既に正殿遷御の日時を定め。三月一日神寶を發遣し。四月二日遷御あ

るべき由を仰するの處、神寶持夫、今月十七日に參洛するを以て、日時を勘改めたり。且宇喜郷并箕河村の役夫、早く進上らるべし。地頭沙汰人等、事を鹿島社に寄せ、對捍を致す事を停め、先例に任せて三鳥居、外廳屋、竈神殿、寶藏、廻廊三間の未造を造らるべし。左右雷電御體朽損に及べり、其造替の事は、寶前に於て社司官人等丹祈を致し、置文を取て、之を定むべし。廻廊六間并に玉垣等は、社司神人の給田を以て造終へ。正殿御裝束神寶の用途は、國衙より出さしめよと仰給ひき。後嵯峨院天皇寶治元年四月、國廳より吉田社領郷々の地頭に仰せて、伊勢豐受大神宮の役夫工米二十一斛玖升一合を進濟せし

む、吉田社 此頃田所成經山本郷地頭山本 七字今按を以て之を補ふ其事乾元元年の條に

詳な 保幹と名田を争て、關東に訴ふ。時に成經理なく地頭を

忽諸にするの故を以て、田所職を止らる。 正安四年文書。○按に本書寶治年中とあるのみ

にて。幾年幾月なる事を載さず。故姑く此に附。

寛元二年。始て吉田地頭職を置る。 増修和漢合運圖 三月。社務小槻國宗

又書を下して云。諸國庄園の習ひ。犯過人の過料は、領家方二分。地頭方一分。相分て沙汰すべき由。關東の式條。新補率法顯然なり。就中當社領内先例。領家地頭各一分。田所定使等一分。つゝ相分て支配せり。而るに近年地頭一向に張行して。領家之に關する事なき。甚其謂なし。自今關東式條及先下知狀に任せて。沙汰せよと命せ給ひき。

後深草院天皇建長二年七月。預所文を社領内神生佐渡村に下して云。兩村もど薄地なりし故に。年貢五束を貢らしむ。今既に熟田となれる時は。半減せしむべからず。早く員數の如く。段別に十束代を進濟すべき由を沙汰す。

四年五月。鎌倉殿宿願に依て。來八月上旬熊野參詣あるべきの間。常磐袴墓兩郷より。件用途錢十貫文を調進せしむ。吉田文書

龜山院天皇弘長元年二月廿日。革命の御祈に依て。天下諸神に一階を増奉る。此時正一位に進み給へり。國太曆革命勘文。諸社根元記。

文永二年十二月。大舍人成恒の讓に任せて。其子忠恒を田所職に補し。社領酒戶吉沼河崎等の郷務を掌らしむ。文永二年文書 此後

田所忠恒恒高 ○按本書恒高姓關たり。 各争ふ事あり。爰に於て恒高狀を捧

て。忠恒神社の御籤并に神寶物を私する由を訴ふ。文永八年文書断簡○按

吉田社文書云。先年大祝恒光所職を止られし時に。御籤を神主代貞保(貞行の父)に渡さるゝの處。異姓の者に與ふる例なきを以て。權祝成恒に渡さる。然るに口幹の訴訟に依て。貞保を田所に補任せらるゝとありて。成恒の孫友恒長恒貞保の子貞行の訴ありし由見えたり。さて幹字の上盡損は。保字にて。彼寶治中に田所成恒と山本保幹の訟ありし時。貞保を田所に補されしより。此文永の頃。至ても。互に争ひしにや。あらん。若然らば。恒高は貞行の子なりしなるべし。又按或書に。今千波村の部氏は舊吉田小住て。宮之助なりしが。神社の籤を掌れり。又此氏より分れて權守氏と云あり。また宮部氏と云が同じく吉田に居て。社職に預りけるか。佐竹氏水戸城主たりし時。甚く沈淪て。部は千波村。權守へ大塙村。宮部は大串村に住む事となれり。さて思ふに。此部氏は恒高の裔などにて。古へは神社の御籤を掌し故に。か

云傳たるには。あらし歟。姑く附て考に備ふ。

七年七月廿三日。田所職に下知して。當社御籤の事は。面々參洛して子細を申すべく。御炊女耕作田。年々犯用分は。慥に責進せらるべし。吉田郷御年貢未進は。本數の如く沙汰し恒丸名田の所當は。今年より本名主に懸て。沙汰あるべし。と仰せ

給ひき。前大和守有能狀

十二月十二日。遷宮の式あり。

恒高訴狀

八年十一月。大舍人長恒を權祝田所職に補ナさる。父忠恒の所

勞に依てなり。

長恒補任狀

是歲恒高田所忠恒を訴へて云く。忠恒

所持の御鎰は。恒高に渡すべき由。度々仰下さると雖も。或は

紛失。或は重服内の由を申し。而して彼鎰を以て御戸を開き

奉り。加之忠恒物狂身ウツクシクニナリたるに依て。一兩年の間繩を附られし

に。御遷宮の時は。重服をも忌イず。不淨の身を以て忝カガハシクも御正體

を懷イき奉れり。既にかゝる狼藉を致し。且去年定め下さるゝ

遷宮の日時を誤り。十二日に

定下されし日次は十一日也

御體を渡し奉る事。

罪科輕きにあらず。故に今年正月七日御戸開の時。禁忌の身

とせられき。且去る仁治假殿御遷宮の時。故恒光は關東御勘

氣に仍て。其子細を申明らめむ爲。在京の間。田所成恒自由に

任せ飯宮御正體を渡奉るの時。御體十三體を残り畢ハ。且程

なく疔瘡の病を受。存命イし難きに依て。種々願を立て。僅に一

命を助かれり。嚴重の靈驗争か恐奉らさるべき。忠恒等之を

見ながら。只一旦の利潤を計り。御體を穢し奉り。尙又年來御

寶殿に納奉る寶物は。御體共に假殿に渡し置奉り。正遷宮の

時。大祝の役として。下し賜る事。往古よりの例なるを。忠恒押

留て遷宮以前件の寶物を押取の條。貪欲の甚しき故か。物狂

の所爲歟。希代の重科なり。御戒なくむば。向後狼藉斷絶なか

るべし。況や忠恒禁忌の身となり。使者を遣して御神事に狎

しむ。今年正月七日。御戸終に開かざるは。古今未曾有の事に

て忠恒咎ある不忠人たり。然るに動すれハ恒高異姓の由を
 申て。濫妨を企る事以外の悪行也。抑當社の舊例。氏人轉任
 なきに非ず。然らば縦令異姓たりとも。已に其職に補せらる
 者。何ぞ其役を勤めざるべけんや。况や養子として其跡を
 傳へ。姓を賜ひ職を勤る。年序又久しきをや。早く忠恒等押取
 る所の金銀御幣。種々の寶物を糺し返され。所當の罪科に行
 れん事を請ふ。と申しき。文永八年
 文書斷簡
 後宇多院天皇弘安元年十月。田所成恒の讓に任せて。野井。堀
 内。○按本書。此下
 闕文あり。宿戸屋敷在家田畠を其子宗恒の領知とす
 二年十一月。大舍人友恒をして。吉田社領本郷并山本河崎三
 箇郷々務職を掌らしめつ。

六年十一月十三日。社領吉沼村を以て。田所長經に給ふ
 八年六月。國廳より吉田社領住人等に命せて。造伊勢二所大
 神宮役夫工米卅九石九斗七升九合を進濟せしむ。
 九年五月。大舍人重恒重恒は成恒の
 孫宗恒の子也をして。吉田郷屋敷名田畠
 等を知行し。田所長恒の妨を停めて。有限神事を勤行しめ。閏
 十二月八日。國廳より恒富四郷吉田給主等に課せて。造官并
 神役神物延引なく勤むべき由を仰す。神官行事大舍人長經
 の請に依てなり。
 伏見院天皇。正應元年十月十四日。是よりさき大舍人長恒過
 あるを以て。職を改められしかと。神社の爲に忠ありて怠な
 し。仍て權祝兼田所職に還補せらる。

二年八月。大藏丞大舍人友恒を以て。吉田河崎等の郷。并細谷村預所職とす。十五日神主職に補され。恒例臨時の神事當社修連田の事を掌らしむ。四年正月廿日。社領宇喜郷成恒の苗跡公田一町幣田一町。給田三段を田所給分として。長經に充給ふ。永仁元年。長經權祝兼田所職たり。藥王院文書三年十月廿六日。大藏丞友經の子大舍人家經を神主とし。社務を行はしむ。家經は童名乙岩丸と云ひ。弟清恒童名松犬丸と云ふ。此後家恒死たりき。○按本書家恒友經等の名。或は家經友恒に作る。並別人にあらざ。姑く附て後考に備ふ。後二條院天皇乾元元年六月廿四日。田所成經の孫長經山本保幹の孫幹盛と又田所職の事を公方に訴ふ。正安四年文書○按本書山本二字

なけれと。幹盛陳狀の題書に。左衛門太郎陳狀とあり。徳治二年の文に。山本左衛門太郎と見わたるに據て考るに。幹盛の山本左衛門太郎と云し事知られ。又山本郷地頭職なりし事も明か。初長經訴へて云。田所職ハ當社の進止にして。長經重代相傳の所職なる事。御下知以下證文に明白也。而るに幹盛祖父保幹自由に任せ。田所得分を抑留し平民公事をも打止る間。去寶治中越中權守名奉行として。保幹成經訴陳せしに。未だ御成敗を蒙らず。又長經先祖當社大明神の氏人として。御垂跡已來八百餘歳。屋敷名田畠在家下地。今に相違なきを。越前前司殿成經を改易し。屋敷を追出さる。事。所見を立申べしと云り。幹盛是を辨して云く。彼田所職は地頭領家の計として。私に宛補するの間。緩怠の時。改易せらるる事。度々なるを。重代相傳の由を申は僻事なり。寶治

中成經地頭を忽諸するに依て。名田畠得分を召上られし以後數十年。長經申達せず。當御奉行に屬して。訴申の條。奸謀顯然なり。且此の如き不實を搆出して。地頭に敵對するの條。罪帶科輕からすと云へし。次に田所權祝。格別の職なるに。長經兼の間。事を新司に掠め。其身を氏人に寄せ。八百餘歲田所の由。眼前の矯飾也。尤八百餘歲補任を召出さるへしと申き。後五年にして。此事終に決せり。幹盛陳狀

嘉元三年閏十二月。初友恒の讓狀に所職名田等へ。乙岩丸に讓與ふ。若故あらば舍弟に讓渡さるへしと云り。此に至て。余三清恒をして神主職名田畠等を領掌し

德治元年九月十日。大舍人重恒相傳の地信太尻村濱田澁江

酒戸西狹間島廻宮後大禰宣給田等を以て。子孫太郎久恒に讓り。其權祝の田地を以ては。正月十五日御粥の神事。其信田尻村を以ては。毎月十五日國司御祭を勤めしむ。吉田社文書 此時吉田社領凡百五十八町六段半。佐竹氏文書載嘉元田文。○按本社所藏寛喜元年文書に。社領田百五十町と見え。此後五十七年弘安八年文書に。田數百五十町六段半とあるに據らば。此後此年まで廿一年の間に。神領八町を増加へたりと見えたり。附て考に備ふ

二年六月七日。大舍人重經清經が請に依て。當郷。○按本書前文關たれと。當郷 山本郷なる事著し。田畠在家を神官等に打渡すべき由を山本左衛門太郎に仰す。吉田文書 左衛門太郎は。即幹盛なり。正安四年。徳治二年文書 初山本氏地頭の權に誇り。田所の地を掠めて。互に争ひしか。此に至て田所氏の舊領に復さる。吉田文書大意

花園院天皇延慶二年二月廿四日。餘倉より書を下して。本社

いまた造營の沙汰なく。且笠原社本社造營に先立ちて。遷官
を行ふ事を糺さる。

正和五年八月十八日。左衛門則能○按本を以て領所職とす。書姓關

後醍醐天皇元享三年八月廿九日。大舍人清經を神主に補さ

る。○按此時僧致有所職たり

嘉曆二年六月廿九日。僧祐眞を社領并箕河村預所職として。

僧教有に代らしむ。初教有及代官大進房承秀右衛門次郎泰

廣兄弟等。或は城郭を構へ。或ハ年貢を抑留するを以て也。吉田

社文此後鎌倉既に滅びて。世中甚く亂れしかば。預所職も又

絶たり。參取東鑑。太平記。吉田文書。

元徳二年二月二日。權祝屋敷名田畠并田所職を以て。長經の

惣領長經に讓與へしむ。元徳二年文書是歲社領田所得分先例に任

せて。沙汰すへき旨を命せ。又下神官等社頭毎夜の宿直を怠

る事勿らしむ。元和元年文書

元弘元年八月十二日。重ねて神社の宿直并に神物對捍の不

法を戒しむ。

三年七月廿六日。北條高時の黨類を除くの外。所領安堵の勳

を下し給ふ。

建武元年十月十日。阿佐孫三郎久恒吉田大祝大舍人家恒か

所在見河村に押寄て。大袋苅田に火を放て。吉田屋敷等を押

領す。建武元年文書久恒蓋又大祝大舍人氏なり。建武二年文書

後村上院天皇正平七年。北朝文和元年十一月晦日。大祝大舍人政恒

相傳の畠所を以て。神宮寺に寄附す。
 八年四月十一日。大禰宜大舍人恒成また吉田郡吉田郷濱田
 地三段を神宮寺に寄進せらる。藥王院文書
 後龜山院天皇天授五年北朝康曆元年三月十五日。平幹詮神田三段
 を寄奉る。

後小松院天皇應永元年四月。田所代彦九郎兼田所職滿恒あり。
藥王院文書此時猶田所を以て職掌とする事を失はす。元龜中
 に至て。田所加賀守なる者あり。其田所を以て専ら稱號とせ
 るもの。蓋或は此間より。吉田文書大意
 三年五月廿五日。散位氏義。○按本書姓關。永正の頃。山入氏義あり。吉田
 と。此と自ら別人なり。混ふべからず。
 郡吉田郷内小沼田一段を以て。末社笠原社の御供田に寄奉

る。吉田社文書

九年七月十九日。大禰宜大舍人恒成吉田郡酒戸郷の田四段。
 及阿佐村在家二字を以て。神宮寺藥師佛に寄進す。
 十二年九月。承安二年の勅に依て。社領より役夫工米段別錢
 等を課する事をゆるさる。
 十七年十二月十三日。大禰宜恒忠吉田郷二反を藥師佛に寄
 進す。

廿四年十二月廿一日。田所恒安の領地吉田田所名田を以て
 稅所式部次郎滿長知行分に充つ。吉田社文書。滿長據稅所文書。○按
 稅所文書。十七年十二月。吉田郡田
 所職知行分を。稅所式部次郎に渡すへ
 きの文あるは。又此事をさして云る也

廿八年十一月六日。是よりさき在廳官人。累年困窮して。大抵

職田を鬻ぎ。公事を行ふ事あたはざりしかば。大塚滿幹に朝命ありて。其田地を舊に復さしむ。鹿島大福 宜文書此に至て滿幹故吉

田田所職稅所滿長が職田の半を稅所某に與へて。社役に參らじむ。稅所文書○按鹿島大福宜應永五年文に。稅所刑部少輔詮治と云人あるの外。稅所氏なる者所見なし。某疑らくは詮治ならん。姑附て後

考を 咲つ

正親町院天皇元龜元年十一月十日。水戸城主江戸彦五郎重通太刀一腰を社内納む。元服の祝に依てなり。吉田社 文書

天正四年三月十日。皇子誠仁親王○按皇胤紹運錄。近代帝系。親王の後陽成院天皇の御父にして。陽光

院贈太上天皇 此にはし坐り。御手つから第三宮の三字を書給ひて。三位大宮

司田所清恒に賜ひ。當社の扁額とせしむ。今社前の鳥居に懸は即是なり。西山雜錄。吉田社古記蓋應永より以降。天下悉く亂れて。民其

處を安うする事あたはず。我水戸の如きも。馬場氏江戸氏佐

竹氏など朝に亡ひ夕に興り。互に地を掠め國を争ふ事を宗

として。神を敬ひ奉るの何物たる事を知らず。參取常陸大塚系圖。常陸國誌。稅所文書。

故當時古の神領或は武士の地となり。神官の所領又これを

藥師佛に寄附るに至る。其道を失ひ義に昏き事。既に此の如

し。是を以て神宮寺益盛にして。神社の祭禮甚た衰へたり。吉田

社文書。藥王 院文書大意。爰に 太政大臣征夷大將軍源朝臣家康公其亂を

伐平け給ひ。慶長中に及て佐竹義宣を出羽秋田に移し。水戸

城を以て 公子中納言頼房卿私詮 威公に寄し給ふ。藩翰譜。烈 祖成績。此卿

殊に神道を崇め。其東國を任され給ふを以て。深く 日本武尊の蝦夷を平定ひし功烈を慕ひ給ひき。威公年譜。人見卜 幽奉悼威公辭

後光明院天皇慶安元年十月廿四日。大將軍家光公神戸十五石を充奉り。續て朱印を下し給ふ。吉田社古記。寺社便覽。

靈元院天皇寛文七年十一月。贈大納言源光國卿私諡 義公本社

の舊式に従て。本殿。拜殿。玉垣。神膳殿。神樂殿。及末社。荒垣。兩御

門。看督長社。寶藏。手水屋。兩鳥居階等を改め。○按或書に舊は藤柄の松並より行當り曲

る處より。直に社地の中段。山根傍に道ありて。今いふ女坂を往來し。宮中より

盛町に通ひつと見ゆ。又女坂より上。盛町廻廊の柵門までの間を新町と云て

一乘院の舊趾なり。此寺は神社に向ひて建たりと云ふに據ときは。今の地位

と異なるが如し。八年の梁牌文に。吉田神社。地屬爽塏。境含景象。古檜老杉。舞

仙風之蕭颯。奇樹靈艸。彰名區之異産。背負笠原。而望淺臺。左仙波之沼池。右園關

之亭衢。とあれと。こは今の形狀を凡に云るものにして。古のさまにはあらざるべし。さて思ふに。此造營の時恐らくは神社の地。日月の銚。四神の旗。神樂器。もろくの神寶を納め。乙女八人。神樂男五人を置き。藥王院即神宮寺の僧徒。神社に預る事を廢て。別院に住しめ。又其

寺田を收て。本社脩葺料に充給ひき。義公行實。桃源遺事。吉田社古記。

八年三月。正遷宮の式を行ふ。其後。光國卿神社に詣給ひ。太

刀神馬を奉て。家臣松平志摩守をして幣帛を捧げ。今井新平

をして祝詞を讀しむ。辻達所記梁牌文。吉田社古記。○按此時陽光院宸翰の扁額を懸たる鳥居の前にて。下乗し給へり

と。是歳繪馬堂を補理り。三十六人歌仙の歌かきたる額を奉

り。三國筆海堂。正木正真書。本社に繪馬懸る事を禁めらる。高倉氏雜記

延寶二年二月七日。卿又潔齋沐浴し給ひて。神社に詣て。五種

の神寶及幣帛を奉り。國民の安穩を祈り給ひ。吉田社古記所載。祝詞。○按祝詞に

日本武尊の御靈の大神の宇都の廣前に恐み恐みも白ず。惟延寶二曆甲寅年二月始の七日。參議從三位行右近衛權中將兼左衛門督臣源朝臣光國云云。と

記し給へり。附て考に備ふ。

東山院天皇元祿三年十二月。神社に藏る古文書を裝潢ひて

四卷とし。一葉の綴毎に印を捺給ふ。印文に常山とあり。副本を具へ關字の傍に朱書

て考訂を加へ。目錄一卷を附けて。之を神庫に納め。又社の南

なる佛寺一乘院を毀て。香火の烟を遠さけ。新に新坂を造り。

○按に新坂は今藤柄より登町に登る坂を云へり。是歲四月藤柄坂即女坂にて一名乘物坂を明神坂と改むるの命ありしは。此時新坂を以て本街道とせられし故也。刑罪汚穢の者。社域を過る事なからしめ。鳥居の下に

新に階を設け。側に御手洗を穿り。橋を架けて。橋邊に榜示を

植。髮長。女髮長等。三衣を脱棄すして神門に入る事を禁め給

ひ。又藤柄町を以て神戸に定め給ふ。吉田社古記○按に女坂より左右に曲り。くひ違ひの木戸

に至るまでを。宮中と云て。大宮司田所氏の支配地なり。始附て考に備ふ。

五年神社の古印文を摸して。吉田宮印の四字を家臣伴暢に

命せて彫刻しめ。之を神殿に納め奉りき。西山雜錄。彰考館往復書案○按吉田社古記。銅印

方一寸五分餘。高さ又之に同じ。印背に源光國置の四字を刻み。黒漆の箱に入れて。白木の箱もて之を覆ふと云り。

十一年三月十七日。源綱條卿私諡 肅公日月鉾。四神の旗を改造

らしめ給ひ。松平伊勢守を遣して之を納奉り。吉田社古記

寶永四年二月十日。社領十石を充給ふ。前の社領に合せて。凡

二十六石餘。吉田社古記。寺社便覽。初 義公神社を修營給ひしより。祭奠

の盛なる事。又古に近く。且世々の君たちも。此神を重みし給ふ事。絶ずればはしましき。

仁孝天皇天保十五年。正月十五日。是よりさき贈大納言源齊

昭卿私諡 烈公義公の遺志を承繼せ給ひて。大に神道を興隆し。

武備を繕め。烈公行實。常陸帶。深く此神を尊崇給へる餘り。末社雷社の

廢たるを興し。○按此社は絶て久しかりしを。常葉村神應寺域内なる雷神地に再興し。寺僧を去て大宮司の預り祭る事とせらる。

笠原社に神領七石を寄し。又大日本史一部を以て。本社に納め給ふが如き事。又頗多し。此に至て田地百石を寄し奉り。茨城郡の總鎮守とせらるべきの命ありき。されど其後幾だもあらぬに。此卿ゆくりなく禍事に遭給ひて。其事終に空しくなりぬるは甚も慨く甚も惜しき限りならずや。吉田大宮司記録 嗟吁義公の當社を崇奉りしは。蓋威公の御志にして。烈公の土地を寄し奉るも。又義公の志を繼し給ふ故にこそはありけれ。然らば後の明かなる君かしこき臣等。よく三公の志を繼て。神道を興じ武威を奮ひ給はば。名神も又かならず威靈を顯はし座て。國家の爲に福祥を降し給ふ事のあるらんやは。

二所別宮

笠原神社。今子安大明神といふ。本社吉田社の西南一十餘町笠原村にあり。弟橘媛木花開耶姬命を祭ると云り。古記 十一月未日。祭を行ふ。吉田文書 今九月廿九日を用ふ。大宮司筆記 酒門神社。○按文書。酒門を酒戸に作る。 今本社吉田社の東南十餘町坂戸村にあり。木花開耶姬命を祭ると云り。吉田古記 十一月丑日祭を行ふ。吉田文書 今正月十日を用ふ。大宮司筆記 末社

水戸神社。舊水戸城淨光寺門内の高岬にありしを。後に本社瑞垣の内左方に遷し祭る。文苑雜纂。吉田社古記。水府温古錄。○按今淨光寺門を入て右の高岬に池水あり。旱魃にも竭る事なし。俗に之を水戸の水と云。即明神の御手洗なり。今水戸の大名。蓋また此に起れり。 十一月寅日。祭

を行ふ。吉田 今に至て猶然り。大宮司 文書 筆記

飯神社。今本社瑞垣の内左方に在り。吉田社 十一月戌日祭

を行ふ。吉田 今に至て猶然り。大宮司 文書 筆記

國見神社。舊猪山の池水の外に在りしを。佐野彌左衛門と云

者。之を古宿邑に遷し祭る。佐野六藏家藏文書。按本書源威公の時佐野

常陸七社の内なる國見明神の社あり。依毎年霜月十五日祭を行ひ。今本社

玉垣の内右方にあり。吉田社 十一月亥日祭を行ふ。吉田 今に至

に猶然り。大宮司 筆記

早歲神社。古は山本郷武熊村にあり。吉田文書。藥王院文書。寛文三年

按藥王院應永廿五年武熊村の田注文には。よとし前と云事見え。寺院改帳に。

竹熊早俊山常光寺を廢て。其地を燕木養珠に賜ふとあるを合せ考ふるに。早

歲神社も。今竹熊の地に在りし事明らけし。たゞ其舊趾考ふべき由なし。水府温

古録に。中世武熊に早歲社ありし由云るは。據ありて聞ゆ。姑附て考に備ふ。

今本社瑞垣の内右方に在り。吉田社 十一月子日祭を行ふ。吉田 文書

今に至て猶然り。大宮司 筆記 已上六社。並に寛文七年。之を修營せ

らる。吉田社 古記

稻荷神社。今本社瑞籬の外にあり。吉田社古記。○按吉田文書。已上七座並に宮とあり

散飯宮。○按左經記。長元四年十二月十九日壬戌。參齊院女房。曰朝夕御膳。散

院。江家次第相撲。召合。條に。三四番。問供御膳。云々。立御飯。凡每供可取三把。歟。禁

秘鈔御膳事の條に。御膳三度。是只女房サバ。カリ取之云々。近代只立。箸許也。

取左波立。箸云々。建久三年四月二日の明月記。諒闇の事を云る條に。下官云々。

供朝夕御膳。御口。黒漆無臺御座平座敷。府有御脇息圓坐。止銀器用。黒漆合子。

高盛御さ。ば器等。正器。如恒。不奏御膳。不整。障内待鳴。扇如例云々。源平盛衰記。光

隆卿向木曾許の條下。木曾義仲。猫間中納言光隆。卿を饗しつる事を云て。イツ

シカ田舎合子ノ大ニ尻高ク底深ニ云々。毛立シタル飯ノ黒ク粉交ナリケル

ヲ。堆ク盛上テ。云々一ツ折敷ニ居テ。根井持來テ中納言ノ前ニサシ居タリ。大

方トカク云計ナシ。云々中納言ハ青ク興醒テ。メサズ。木曾是ヲ見テ云々猫殿

唯搔給ヘク。ト勸タリ。イトニ穢シク思給ケレ共。物モ覺ヌ田舎人食スシテ

飯ノ外ニハ何モ殘サス食畢云々。また重衡向南都被斬條に。下臈ノ云ナル死

糎トハ。只今死スル者ノ魚鳥アルベカラストテ。取除サス。散飯ヲゾヤカニ取テ。佛前ニ備テ。其後ハマイラス云々。塵添壺蓋鈔に。サバラ取ハ。何事ゾ云々。或ハ。散飯或ハ生飯又三飯三把ナド書リ。先散飯ト書ハ。日食ノ上分ヲ取テ。或曠野鬼神ノ分トシ。或ハ阿利底母ノ食トシ。或ハ魂靈神料ニ充ツなどある趣を考ふるに。散飯とは物食ふ時に。初穂を神に取り供へ置て。さて自ら食ふ事と聞ゆるに就て思ふに。此散飯宮も。本社に神饌を奉る時。此神にはまづ其初穂と取り供ふる事のありしなるべし。

押手宮。

○按に押手は印にて。古には諸國の大社大寺に。朝廷より印を賜ひ置く事のありて。神社の解文などには。其印を捺して奉りしなり。故 朝廷より賜れる印靈なるを甚重みしつるが餘り。平生は社に籠置て神と齋き祭りし物にや。諸國の大社に靈宮と云があるは是なり。近くは鹿島の神社にも。押手宮あり。殊に鹿島にては。神宮轉任の文書に今も其印を用ふる事なりと云。本社に所藏る文書の中に。吉田宮印とある印を捺したるも見ゆるを以て思ふに。中世までは。其印を此神社に藏置て。猶鹿島の如くずものじたりけんかじ。十一月午日。祭を行ふ。

吉田文書

電宮。

○按に今末社の住吉社と同殿に座す雷神は。この電宮。十一月申日。祭を行ふ。

吉田文書

千五百餘所宮。十一月卯日祭を行ふ。

吉田文書

八龍神宮。十一月辰日祭を行ふ。

吉田文書 神事注文

たり。吉田社古記 件の餘に伊勢二所大神宮。多賀宮。天滿天神社など

數多あれど。其は後に由緒ありて祭られし神にて。古文書に見えざる社なれば。今記すかざりにあらず。

○吉田社神宮寺。吉田本郷にあり。藥王院 即今の藥王院是なり

本尊藥師佛を崇めて。天台を宗とす。水府寺 傳云ふ

桓武天皇の御願所として。此寺を創めらる。藥王院 建長以來

神官或は社領を分て寺田とし。國中の住人等所領を割て。

寄進する者多く。且大掾平氏の族。世々此寺僧たるを以。寺

田日々に益して。社領頻に減少く。大永中に至て。江戸但馬

守藤原通泰尤も藥師佛を尊崇て。本寺を再興せしかば。神宮寺益々盛にして。神社大に衰ふ。其甚しきに至ては。僧徒神社の祭を掌る者ありし也。議公行實。桃源遺事。

○飯宮神宮寺

後小松天皇應永元年四月九日。兼田所代彦九郎等細谷蓬萊畠八段を寄進する。即ち是なり。藥王院文書 今既に絶たり。

慶應三年丁卯七月

附録

余この書を作る時。楓軒小宮山先生(名昌秀)の著せる吉田神社考ある事を知らざりしが。今年(明治二十年)先生の孫綏介主の宅に於て。始て之を見る事を得たり。其書項目を分ちて鎮座。第三宮。名神大。神位。社領。官司。社務。預所。田所。定使。地頭。神宮寺。天神宮の十二とす。この内四項を此に掲出して。愚考の闕漏を補ひ且参照に備ふといふ。

預所。預所と云ふ職の事。朝廷より置れし物にはあらず。庄園など有せらるゝ人々の。れのが心のまゝに誰人に成りとあつけ置て。所務せし物と見えたり。按秘史に玉海を引て。元暦元年二月十八日勅。五畿七道近

年武士不憚皇憲。恣恣私威。徵發七道。或侵神供。或奪佛餉。何況院宮諸司。及人預哉。とこの人の預と云ものを取扱ものを預所と云なるべし。 此名

目にならひて。當社の預所も鎌倉より命せし物なるべき歟。正和五年左衛門尉親重奉にて。吉田社領沙汰人への文書に。常陸國吉田社領等可有御知行之由。御教書案文被遣候。御預所職之事被補左衛門尉則能候。有限御年貢以下色々御公事等。任先例可被其沙汰候。依仰執達如件とあり。これによるに。右様の事すべて取計ひし役人と見たり。○按東鑑元暦元年五月廿日玉井四郎資重遣行を停止せし文書に。丹波國出雲社者。蓮花王院御領也。預給能盛法師。年來令知行。何有稱地頭之輩哉とあり。是等も同じ事と見たり。賴朝以來鎌倉の爲る所。表向は朝廷の御爲によろしく御助けとも成り奉るが如くはかりしなれば。其名目もこれに順したる事也。たとへば諸國に守護を置れしが如きも。國守は京に在りて。何事もとゞき給ねば。下々のほしひまゝなる所行な

き様に。これを守護し奉るといふに似て。實は其守護の所得も國守よりも多く。威權も其上に出たる也。當社の事も小槻宿禰世々官司として。京にあり。社務を知行すといへども。其届かざる事國司よりも甚しかるべし。依て鎌倉にて假りに社務を預り。其事を行はしむる事。猶國司の下に守護ありし如くなり。預りといふは假の詞にて。眞ならぬをいふ。今も御預地など云ふある。と同意なり。東鑑に文治二年正月廿四日。日吉重家自近衛殿賜小橋庄預所職候事とあり。又同年三月十二日注進三箇國庄之事といふ中に。越後國小泉庄。新釋迦領。預所中御門大納言宮河庄前齋院御領。預所前治部卿於田庄院御領。預所備中前司信忠。佐味庄鳥羽院十一面堂領。預所大宮大納言入道家。曾名庄六條院領。預所岐判官代惟繁。紙屋庄殿下御領。預所播磨局など云ふ見えたり。是等を併せ考へて知るべきなり。是も終には預りて返さず。其所得は小槻よりも多かりしなるべし。故に鎌倉評定衆三善など

が預所に補して後には。小槻方への納地と録倉への所務
と。自然と地を分しものにもあるべき歟。正應二年に小槻
宿禰より命じて大舍人友恒を吉田河崎等郷細谷□の預
所に補すとあるにて知らるゝ也。録倉亡ての後には。當社
の預所と云ふ者絶えて見えす。騷亂の間神領皆失ひて田
所などか我物にせしと見えたり。

田所。田所といふ職。東鑑。治承五年四月卅日にも見たり。
當社の田所者。平幹盛が申狀には地頭領家の計として。私に
所_二宿禰也といへるとく。官司社務より命ずる事にて。小槻宿
禰より補任の文書に見えたり。其職掌は建曆三年大舍人成
恒父の貞恒に代り。權祝並田所兩職に補せる文に。田畠大小

事。任_二先例可沙汰とあれば。社領田畠の事あつかひする役人
故。田所と云しなり。其家の事。長經の陳狀には。先祖當社大明
神の氏人にして。垂跡以來八百餘歲。無相違傳來れよし見え
たまはば。何れ古き家なるべし其姓名の文書に見えたるは建

久三年權祝田所大舍人 花押 ○貞恒なるべき歟 同七年田所貞恒建曆三

年貞恒子成恒 兩職に補 文永二年。成恒子忠恒 田所職 文和二年忠恒

子長恒 兩職 父子相續して見えたり。此成恒の子より三家に

分れし也。成恒が子宗恒。ヤヤが子重恒 大禰宜 重恒が子久恒 大禰大舍

人阿佐 孫三郎 といふ見え。觀應二年大祝大舍人政恒文和二年には政

恒と大禰宜大舍人恒成といふ連名あり。又成恒が孫友恒 正應

二年預 所神主 友恒が二子兄家恒 大舍人神主 弟清恒 元亨三年神主大舍人 とあれば。此

時には神主。大祝。權祝と三職並補したる事にや。建武元年久恒がはからひとして。家恒が見河村の在所を放火せし事杯も見ゆ。一族の内争ありて。いづれか滅て又一となりし成るべし。明德五年に兼田所代彦九郎花押兼田所滿幹花押とも見えたり。それより遙後元龜の比に至りては。田所加賀守と有す。てに田所の職を其氏とせしなり。即大掾の官を世々にして終に氏とせるが如し。唐にも此例多有。司馬氏杯の類也。今の田所と云ふは。此加賀守が子孫なるべし。

定使。定使ハ當社よりの上納物等。其外の用事あるときに。京に使する役人と見えたり。嘉祿三年の文書に。近年之間。所當未進依有。其數去々。年於京都被責。定使貞保之所。自國可

令辨進之由進請文と見たり。これにて知るべし。官司小槻京に在る故。不得已此職ありしなるべし。

地頭。地頭の事。中山信名曰。これは地面より出せる物。田地の廣狹により割宛あるものゆゑ。其ものをば地頭錢。地頭米。など、となへて。それを取立る者を地頭といふ。續古事談にも見たり。この職はもと庄園にのみあり。公の料地にハあらざるなり。秀按に神領も庄園に同じく不輸の地なれば。當社にも地頭と云ふあり。地頭田所相共に收納の事を計らひしなり。文書に見えたるは。建久三年地頭代兼案主信花押とあるを始として。嘉祿三年には。地頭田所相共に官物等を沙汰し進すべき旨見え。寛喜元年にハ地頭定使相共に百姓逃亡沙

汰致すべしとあり。文曆二年には吉田社領地頭住人等とあり仁治二年には御遷宮勤役。郷別一人爲地頭役。令沙汰進者先例也とあり。寛元二年には諸庄園之習。犯過人出來候時。於過料領家方二分。地頭方一分。相分可致沙汰之由見えたり。其初は田所同様の役人にて。今の地組頭など云ふ者の如く成しに。頼朝諸國に地頭を置いてより。其勢自然と強く成り。所謂大名と云ふ者に成れるなり。當社地頭の事も。和光院所藏の和漢合運に。寛元二年ヒタチノ吉田地頭職初ると見えたり。此時よりして。前々の地頭とは事變りしなるべき歟。この以前資幹地頭たるには左大史小槻花押 無年號。此資幹の文書に見え。應安二年には吉田郡吉田内地頭職一分中。淨興庵田畠事東鑑に見ゆ

事。右の所ハ平家幹女子男殿よりこのかた。代々相傳所なり。とあれば。家幹資幹父子よりして。大掾氏の族これに補したりと見ゆ。又平幹盛か申狀には。田所職は地頭領家の計たりとあれば。すでに田所を臣僕の如くに見て。領家をも下に置く如きの勢ありしと知るべし。

別記

已この社の事をなにくれと考ふるに就て日本武の皇子の尊のありし昔の御行迹を考へ正して書記しつるに自ら皇子の傳めきたるものこらういで來にたれば本編に記さまほしく思ひ侍れど本編とは文の體裁も異なれば載さず。猶かいやり捨むも惜らしきまくに。事蹟考の別記とはしたるなりけり。

日本武尊へ。纏向の日代宮に天下治食し

大帶日子淤斯呂和氣天皇後の漢諡 景行天皇の皇子に御座り。天皇吉備臣等が祖若建吉備津日子之女名は針間之伊那毘能大郎女に娶坐て。生坐る御子五柱の中に大碓命小碓命二柱坐き。古事記天皇

此二柱一日に同胞に生坐る事を異じと思ほして確カクに言揚コトアゲし給ひき故其二柱の皇子の名を大確小確と申す。日本書紀 小確

命亦名倭男具那命。○按に日本書紀。日本童男に作る。幼き時より雄畧オウリョクしき氣

まじ。御壯なるに及て容貌人に超て身長一丈。御力強く坐

り。日本書紀。是よりさき磯城瑞垣宮に馭宇。

御間城入彦五十瓊殖天皇。淡路崇神天皇の御世將軍を四方に分

遣して。教命に順はざる者を伐しめ給ひし故に。天下安寧

なりしを。此御世に熊襲屢オムシ叛ヒき蝦夷寇オモなみ奉りき。故二十

五年七月。武内宿禰タケノシメをして北陸及東方諸國の地形百姓の

消息を察しめ給ひ。二十七年十月。日本書紀

天皇小確命に詔く。西方に熊曾建クマソノキミ二人あり。是伏ヒはす无禮ムレイ

人等なり。故其人等を取れと詔給て遣ツじき。此時に當りて。

其御髮額ミカミに結ムスせり。古事記 爾小確命善射者美濃國の弟彦公

及其率ヒて來し石占イシウラナ横立ヨコタテ。また尾張田子之稻置オウヱノタコノイナギ乳近之稻置

等を御從人とし。日本書紀 其姨倭比賣命の御衣御裳を給はり

劍を御懷ミタマに入イて幸行サチユクき。故其形勢を窺スひ。日本書紀 熊曾建

が家に至りて。見給へば。其家の邊に軍三重に圍カみ。室ムロを作

りてぞ居ける。古事記 於是其親族を集へ。新室樂ニムロガクせむと言動

て。食物クダモノを設備ツクリへたりき。故密ヒソカに其傍ワタリを遊行ユウギョウて。其樂ウタガハシする日

を待給ひき。爾ノチに其宴樂ウタガハシの日になりて。其結ムスせる御髮ミカミを童

女の髮カミの如梳カシり垂ツれ。其姨イモの御衣御裳ミカミを服キて。既に童女の

姿カタに成ナて。女人メノコの中に交マり立タて。其室内ミムロに入イ坐マき。爾熊曾建

兄弟二人。其嬖子の容姿に見感て。己が中に坐て。酒飲戯つ
 ぐ。盛りに樂たり。而して更深人闌ぬる時。御懷より劔を出
 し。熊曾か衣衿を取て劔以て其胸より刺通し給ふ時に。取
日本書紀。其弟建見畏て逃出き。乃其室の椅本に追至りて。其
 背を取へ。劔もて尻より刺通し給ひき。爾其熊曾建白しつ
 らく。其刀を莫動し給ひう。僕白すべき事ありと啓す。故暫
 許して押伏給ふ。於是白言。汝命は誰に坐ぞ。吾は纏向之日
 代宮に坐や。て大八島國所知大帶日子。淤斯呂和氣天皇の
 皇子名へ倭男具那王に坐す。意禮熊曾建二人不伏無禮と
 聞看て。意禮を取殺と詔ひて遣せりと詔ひき。爾其熊曾建
 まことよ。然まさむ。西方に吾二人を除て。建く強き人なし

然るに大倭の國に。吾二人に勝て建き男は坐けり。故吾賤
 賊の陋口を以て。御名獻らむ。故吾以下據 日本書紀 今より後倭建御

子と稱申すべしと白しき。是事白し訖つれば。即熟瓜の如
 振折て。殺し給ひき。故其時よりぞ御名を稱て倭建命とは

謂しける。古事記。○按倭建命書紀に日本武尊とある並同し。因みに云

熊曾建は西方の國々に並なき建き者なりと思ひ誇りつるに。皇子のこよ
 なき武力に堪ざる事を悟り。長りて。皇子は眞に大倭の建なりと稱へ奉れ
 るなれば。ヤマトケルノ命と訓べきなり。然して後。弟彦等をして熊
 曾の黨類を悉く斬しめて。日本 還り上り坐時に。山神河神

及穴戸神吉備穴濟神を皆平服和して參上り坐き。即出雲

國に入坐て。其出雲建を打殺し給ひ。古事記。吉備穴濟 難波に

至り坐時に。柏濟の惡神を撥平げて參上りて。覆奏しき。四

十七年。天皇群卿に今東國安からず。暴神多に起り。蝦夷悉く叛けり。誰を遣して平むと詔給ふ時に。日本武尊此は大碓命に任給へと御對白じしかば。大碓命懼て逃坐ぬ。爾に日本武尊雄略して詔ひけらく。吾能曾を平けて幾許もあらぬに。東夷又叛く時は。天下何日平底なむ。故吾頼に平服奉むと白し給ひき。故吉備臣祖吉備建彦大伴武日連尾張連建稻種公を副へて。七掬脛を膳夫とし。日本書紀。尾張連建稻種公。公據天孫本紀。熱田社寛平縁起。比比羅木の八尋矛を給ひ。東方十二道の荒ぶる神。不順人等を言向和せと詔給ひき。故命を受給はりて罷行す時に。伊勢大御神宮に參入坐て。神朝廷を拜給ひて。其姊倭

比賣命に其由を白し。即罷ます時に。倭比賣命天蓼雲劍を給ひ。○按天蓼雲。本書草那藝とあれと。今其舊名を用ふるは。日本書紀神代卷。景行紀一説に據る。亦御囊を賜ひて。若急事あらば茲囊口を解給へとなも詔ける。故尾張國愛智郡に到坐時。建稻種白さく。氷上邑は臣産土なり。此に休息給へと申して。其家に入坐しめき。爰に稻種公に其妹官簀媛を妃とすべく期置給ひ。又汝は山道に向へ。我ハ海道を経て。坂東の國に行逢はむと詔ひ。愛智郡以下。東國に幸して。山河の荒神等を平和し給ひき。故爾相武國に到り坐る時。其國造詐り白さく。此野中に大沼あり。此沼に住神甚く道速振神也と申す。爰に其神を看行しに。其野に入坐つれば。其國造其野に火をなも放たりける。故欺えぬと知食

て。其姊倭姫命の賜へる御囊の口を解開て見給へば。火打
 ぞ有ける。こゝに先其御刀以て。草を刈撥ひ其燧もて火を
 切出向火をつけて。焼退て還り出坐て。皆其國造等を切滅
 し。即火を着て焼給ひき。古事記故その劔名を改めて。草薙劔
 といふ。日本書記其より入幸して走水の海を渡り坐時。此は
 小海にこそあれ。立跳にも渡りつべしと高言し給ひつる
 に。其渡神浪を興て。御舟漂蕩て。得進み渡り坐さず。爰に其
 后名弟橘媛命白し給はく。妾御子に代りて海に入なむ。御
 子は任の政遂て復言奏し給へと奏して。海に入しかば。其
 暴浪自ら伏て。御船得進みき。參取日本書記爰に日本武尊上
 總より轉て陸奥に入坐時。御船に大鏡を懸て。海路より葦

浦に廻り。横に玉浦を渡りて。蝦夷境に到り坐き。蝦夷賊首
 島津神國津神等竹水門に屯て。距き奉らむとせしに。御舟
 を看て。豫に其威勢に怖て。得勝まじき事を知り。悉弓矢を
 捨望拜て。君の容貌を見奉れば。偷に超給へり。若神人に坐
 にや。姓名を受給はらむと白す。日本武尊。吾ハ現人神の
 御子也と詔ひき。爾蝦夷等悉に海に降立て。御舟を扶け岸
 に着奉り。即順服奉りき。故其酋帥を俘にし。從者仕奉らし
 め給ひ。日高見國より還上り坐て。日本書紀八槻郡なる八土蜘蛛
 蜘蛛黒鷲神衣媛草野灰保々吉灰阿邪爾那媛猪猪神石萱狹
 磯名各も各も其族を集め。八處の石室に屯居るを征給ふ
 時に。土蜘蛛等力を合せ。津輕蝦夷許多を語らひ。猪鹿弓猪

鹿矢を石城に連ね。官兵を防奉れるを以て。官兵得進まざりしに。日本武尊槻弓槻矢を取て七發ち發ち。八發放ち給ふ。其七發の矢は雷の如鳴響て。蝦夷の徒を追放ち八發の矢は八土蜘蛛を射貫きて。立處に斃し給ひき。陸奥白川郡大善院所藏

古書所引陸奥風土記 其より西南常陸國に至り。日本書紀 多珂國の藻島を過ぎ。飽田の野に獵し。久慈の國遇鹿に至り給ひ。常陸風土記 御軍を那珂國吉田山に息め給ふ。今九月十五日の祭に。神輿を此地に座せ奉る事は。即其の緣なり。吉田社古記。○按本書此地ハ今神社の域内なる朝日三角山足也。

然して行方國なる當麻佐伯烏日子を殺し。藝都國栖寸津毘古を斬り給ひ。汲都武野に留り座て弓羽を修理しめ。槻野の清泉に臨みて御手を洗ひ。更に車駕を廻らし

て。現原の丘に幸し。山川の物色を愛給ひ。大益河より舟に乗らして嶋野に至り。相鹿大生里に至て丘前宮に御座。信太茨城を經。常陸風土記 新治筑波を過て。甲斐に至り給ひ。酒折宮に座て。蝦夷悉く順服奉りつれど。信濃及越國いまだ皇化に従はず。日本書紀 故吾は山道を往む。稻種公は海道を渡りぬ。共に尾張の宮簀媛の許に行逢はむと詔給ひて。寬平緣起

其より武藏上野を歴て。西方碓日嶺に登り。弟橘媛を慕坐て東南を望て。吾孀者耶と詔ひき。故此により東の諸國を吾孀國といふ。爰に吉備武彦を越國に分遣して。其地形險易また人民順否を察せしめ。日本武尊は信濃國の大山を超座て美濃に出座時に。武彦に逢給ひ。更に尾張に還り

座日本書紀。篠城邑に御食給ふ時。稻種公の儻徒久米八腹馬を馳來て稻種海に入て卒ぬと白す。故其海に入る由を問し給ふに。八腹白さく。駿河の海を渡る時海中に鳥あり。其鳴聲可憐。毛羽甚奇麗し。其名を覺賀鳥と云ふ。此鳥を捕て我君に献らむと云て。帆を飛し鳥を追ふに。風波荒く起り。舟傾き覆りて。海に入つと奏すを聞食て。甚慟み給ひき。寛平起其處より前に。約置し。宮簀媛の許に入座し。即御娶て其家に留り給ひき。日本書紀。古事記。夜頭厠に向すと。隨身劔を桑木に掛て。遺忘して寢殿に還り座し。即驚かして往て取給ふに。其樹甚く輝れり。然れども其を憚らす持歸りて。桑木の光彩さまを語り給ふに。此樹は舊神異ことなし。劔の光れ

るならむとまます。故默然御寢ままき。其後御劔を授け坐て。我京華に歸らば。かならず召上てむ。此劔は神なり。故此を寶とし持齎きて吾形影とせよと詔き。尾張風土記。寛平時近習人大伴武日諫め奉りけらく。此御佩の劔を置給ふべからず。前程なる氣吹山に惡神あり。劔氣にあらずは。何で其神を得平け坐なむと白す時に。日本武尊言揚して。縱彼暴神ありども。足を舉て蹴殺してむと詔ひて。寛平其御刀の草薙劔を。其宮簀媛の許に置て。伊吹山の神を取に幸行古事記。於是其山神大蛇に化て道を塞たり。日本武尊主神の蛇に化する事を知ずて是。大蛇ハ必荒神の使者ならむ。既に主神を殺てば。其使者ハ何か問むと詔て。蛇を跨て行す

時に山神雲を興じ氷を零して。日本書紀。○按此大蛇の事を古事記には大蛇の如き白猪と作り。
 日本武尊を打感し奉りき。故還り下坐て。玉倉部の清泉に至りて息ひ坐る時に。御心稍痛ましき。古事記 當藝野上に至坐し時に。詔給へるは。吾心恒ハ虚空よりも翔り行むと思ひつるを。今吾足得歩まず。當藝斯の形に成れりとぞ詔ける。其地より差少し幸行に。甚く疲坐るに因て。御杖を衝じて稍々に歩みまして。便伊勢に移り。六字。日本書紀 尾津の前一松の許に到坐るに。先に御食坐し。時其地に忘らはたりし御刀失ずて猶ありき。爾御歌よみし給はく。尾張に直に向へる。尾津の前なる一松。人に在せば。太刀佩ましきを衣服せましきを一松吾兄を。古事記 また行幸して。能褒野に至坐る時

に御病急になりぬ。日本書紀。古事記。 故俘にせる蝦夷を神宮に獻り。吉備武彦をして。東方を順服する由を奏さしめ給ひ。日本書紀
 即御歌を。表登賣能。登許能辨介。和賀於岐斯。都流岐能多知。會能多知波夜。と歌竟て。即崩ましぬ。○按日本書紀に。是歲景行天皇四十四年。云に符合す。且其年紀疑はし。故今取らず。故驛使を奉りしかば。古事記
 天皇甚く嗚咽悲泣坐て。群卿百寮に御葬の事を命給ひき。日本書紀 於是倭に坐后等も。又御子等も諸下來坐て。御陵を作り給ひ。古事記 能褒野に葬し奉りき。於是入尋の白智鳥に化て。御陵より出て天に翔り。倭國に向て飛行ぬ。參取日本書紀。古事記。 因其棺槨を開きて見れば。明衣のみ徒に留りて。屍骨ハ無りき。日本書紀 爾其后等御子等。其なる小竹の荊杙に御足跳破れ

とも。其痛を忘れて。哭道行坐つ。御歌よみし給ひき。古事記

○其歌に曰。淺小竹原。腰なつむ。虚空へ行ず。足從行く。又其海鹽に入。煩行坐し時の歌曰。海處行けば。腰なつむ。大河原の殖草。海處にいさよふ。又其磯に居給へる時の歌曰。濱つ千鳥。濱よへ行ず。磯傳ふ。是四歌ハ皆。爾使者其御葬に歌ひたりき。故今に其歌ハ天皇の大御葬に歌ふなり。

を遣し給ひて。白鳥を追尋しかば。倭琴彈原に停りぬ。仍其處に陵を造りたるに。更に其國より飛翔り行て。河内國志幾の舊市邑に留り坐き。故其處に御陵を造りて。鎮り坐しめき。是三陵を白鳥の御陵とぞいふ。日本書紀。古事記。寬平緣起。

○按延喜式神名帳。伊勢國朝明郡鳥出神社は。日本武尊の白鳥と化て飛出給ひし地なる故に。鳥出とは云なり。今此あたりを富田と云は。登理傳を訛れるなるべし。大和國の琴彈原の地をも富田と云る。同故事にて。同名なるを思ふへし。又和泉國大鳥郡大鳥神社は其社の流記に日本武尊を祭ると云傳へたり。河内國より更に飛去たまへる時に。彼處にもしほし留まり賜りし由なとありけるにや。又式に同郡多治速比賣命神社あり。弟橘比賣命を祭ると云り。又陸奥國柴田郡大高山神社。刈田郡刈田嶺神社は。觀述聞老志。封内風土記を考ふるに。みな白鳥大明神と云て

日本武尊を祭ると云傳へて。かの白鳥の故事を訛り傳へたり。又源平盛衰記に。日本武尊白鶴に化して。西方に飛て。嶺岐國に至り白鳥明神とすと云り。今大内郡白鳥村に白鳥大神宮と云ありとぞ。附て後考に備ふ。然れとも亦其地より更に天翔りて飛行しぬ。因其功名を傳へむとして。武部を定給ふ。日本書紀。古事記。○按倭名鈔に。伊勢國安濃郡建部太介無倍。美濃國多藝郡建部。石津郡建部。出雲國出雲郡建部。美作國真島郡建部。備前國津高郡建部など。ハ。武部の部の住居るより負る名にて美濃なるは。日本武尊に從へる弟彦公に由縁あり。備前は武彦。由縁ある地なるを以て。建部を置れしにはあらむ。出雲のは風土記に。健部卿云云。先所以號宇夜里者。云云而後改所以號健部之。總向檜代宮御宇天皇勅不忘朕御子倭健命之御名。健部定給。爾時神門臣古稱。健部定給。即健部臣等自古至今。猶居此處。故云健部と見へたり。又式に近江國栗太郡建部神社は。今勢田の神領村にあり。建部明神といふ。下野國那須郡健部山神社は。今武部村武部山にあり。蓋日本武尊と祀りし此ならむ。又美濃國神名記に。本巢郡正六位上武部明神と云もみゆ。

日本武尊伊久米天皇仁天皇の女兩道入姬命又名石衝比賣命。御母は山背

大國之淵の女弟苅羽田刀辨といふ。小月山君。小槻宿禰に娶て。御子稻依別王○按舊事紀。別に稻入別命あれと。同名を誤傳足仲彦命布忍へしなり。古事記には布多遲比賣の子と作り。

入姫命稚武王を生坐シ。○按古事記。兩道入姫の生坐る御子は。足仲彦命一柱とし。稚武王は橘姫の弟所生として。布

忍入姫命の又其海に入坐し弟橘媛命に娶て生坐る御子稚武彦王又吉備武彦の女吉備穴戸武媛を娶て武毅王○按

紀。別に武養彥命を載たるは。同名を誤りし也。十城別王を生坐し。又山代之玖々麻毛

理比賣を娶て足鏡別王を生坐き。○按日本書紀。蓋髮浦見別王と作る是王なり。又息

長田別王伊賀彦王○按舊事記に伊賀彦王の外に又五十日武田王

佐伯命日本書紀古この四柱王等は。其御母の名詳ならず。故

稻依別王は犬上君武部君等の祖舊事記。稚武王の下に近江建

云傳へたるものなるへし。建久八年注進大隅國圖田帳に。田所檢校建部宗

房權大掾建部近信執行建部清俊宗新大夫建部高清また田所檢校建部宿

禰など見わたるは。今薩摩島津氏の臣に。禰寢氏と云もの其後にて。即日本

武尊の裔なること其家藏文書にて知らる事あり。事長ければこゝにい

す。帶中津日子命は天下治一食き古事記。次に稚武王は宮道

君等の祖

舊事記○神名帳山城國宇治郡山科神社二坐。並大月次。新幹

も云ふ。即宮道氏の祖神にして。延喜十一年より宮帳に付き。公家春秋の祭。

四度官幣に預ること。本朝月令。新國史。公事根源等に見わたる。また帳に肥

前國松浦郡田島坐神社大神大とある社。今上松浦明神と云て。即稚武王を

祭れりと云傳ふとそ。又同郡志々伎神社。今志自岐村にありて。下松浦明

神と云ふ。即十城別王次に武毅王は讚岐綾君。登表之別麻佐

を祭る所なり。首等の祖古事記。○按本書伊勢之別宮首之別と云を舉て。此王の後と

故取次に十城別王は伊豫別君等之祖舊事記。皇次に足鏡別

王は鎌倉之別小津君○按君字舊事記に據る。神名式伊勢國桑名郡

尾津神社二座とある。此社今ハ戸津村の北酒

野村の隣にあり。八劔宮と云。即古の尾津濱にて。尾張國海部郡なりしが今

は海埋りて陸となり。伊勢に入て海邊は遙の東になれり。漕野村の長は草

薙忠右衛門とて。日本武石代之別。漁田之別等の祖古事記。○按舊

命の後と云傳ふとす。命は。尾津君。揮田君の祖とあるに據は。源は揮の誤りにや。つれをよじと

も今決め難し。又葦取籠見別命は。籠口君等祖とあるは。足鏡別王と同じか

るべし。姑附武田王は尾張國丹羽建部君の祖佐伯命は參川

て考に備ふ。

御使連等之祖也。舊事紀初天皇日本武の皇子の功業を思ふ

か故に。葬祭の禮悉く天子の式に従ひ。之を尊みてハ。天皇

とも稱へ奉り。御墓をも陵と白したりけむと思ゆるを。日本

紀古事記。常陸風土記。仙覺鈔引阿波風土記。五十三年に至て。天皇詔ひけらく。吾愛

子を慕思ふ事猶止時なし。故小碓王の平し國を巡狩給は

むと詔ひて。伊勢より東國に轉り。日本書紀上總國安房浮島宮

に行幸し。即葛飾野に行幸して。御獵し給ふ時に。

大后八坂媛は借宮に留り坐て。磐鹿六獺命に詔はく。此浦

に異鳥の聲聞ゆ。其駕久我久と鳴り。其形を見まく欲すと詔

給ふ。即六獺命船に乗て鳥許に至れば鳥驚きて他浦に飛

き。猶退行ども。遂に得浦ず。於是詛けらく。汝鳥よ。其音を戀

て。貌を見まく欲するに。他浦に飛遷りて。其形を見しめず。

今より後陸に得登らざれ。若大地の下に居ハ。必死む。海中

を以て住處と爲と云て還る時。舳を顧すれば。魚多く退來。

即角彈の弓を以て。游魚の中に當しかば。即弭に着て出て

忽に數多を獲つ。名けて頑魚と云ふ。此を今諺に堅魚とい

ふ。今角を以て鉤柄に作り。船潮の涸るに遇て。渚上に居ぬ。掘出

さんと爲に。八尺白蛤一貝を得つ。磐鹿六獺命件二種の物

を捧て。大后に獻りき。即大后譽給ひ悦給ひて詔く。甚味く

清く造りて。御食に供奉らむと欲と詔ひき。爾時申さく。六

獺料理て供奉むと白して。无邪志國造上祖大多毛比知々

夫國造上祖天上腹天下腹人等を喚しめて。贈に爲り及養

燒して。雜造盛て。河曲山の梶葉を見て。高次八枚に刺作り。眞木葉を見て。枚次八枚に刺作りて。日影を取て。綬とし。蒲葉を以て。美頭良を卷。眞拆葛を採て。手繼にかけ。帯は爲。足纏を結て。雜物を供結飾て。乘輿御獵より還入。坐時に。供奉むとす。此時勅く。誰しが造りて進れる物ぞと問給ふ。余時大后奏し給はく。此ハ磐鹿六獺命献る所の物也。と奏し給ひければ。耶歡給ひ譽給ひて。勅く。此ハ磐鹿六獺命獨ハ心には非ず。斯ハ天に坐神の行給へる物也。大倭國ハ行事を以て。各に貢する國なりと。詔て。膳大伴部を給ひき。高橋賜膳大伴部。氏文。更に常陸國信太の浮島の帳宮に御して。賀久賀鳥の聲を聞て。伊賀理命に捕しめ給ひき。常陸風土記。塵袋。○按に如此。

この賀久我鳥をしも捕しめ給へる事は。かの建稻種公が忠誠心を以て。皇子命の御爲に此鳥を捕むとして身死ぬるが。其皇子を可愛と思ふ御心に。其仕奉れる臣等の事までも思し出られて。而して東國より伊勢を經て。倭纏向宮に還坐し。五十六年。豊城入彦命の孫彦

狭島王の子御諸別王に詔して。専ら東方を治しめ給ける

に。蝦夷を伐平けて。東國久しく事無りき。是に由て子孫今に東國にあり。日本書紀。後に吉田神社の官司として仕奉れる吉美候氏も。又其裔なり。新撰姓氏錄。志賀高穴穗宮に馭宇

天皇漢諡成務天皇五年九月。天下諸國に詔して。大國小國の國造。及國々の塚大縣小縣の縣主を定め給ふ。日本書紀。古事記。此時小止與

命を尾張國造とす。其子建稻種の功を思ほしてなるべし。

又常陸の域に新治國造筑波國造仲國造久自國造高國造

を定置る。舊事紀こは皆日本武尊の征け給ひし功勳に因て。猶皇威を耀し給はむとの御所爲也。日本書紀古事記大意

穴門豊浦宮に天下治食も大帶中津日子天皇漢證仲元年

十一月。詔しけらく。朕いまた弱冠も間に。父王既く崩坐て。神靈白鳥となりて。天翔り坐つれば。一日もれちず仰望奉るを。冀白鳥を得て。陵域なる池に養て。其鳥を見つゝ慰めてむと詔給て。諸國に令て白鳥を奉らしめき。日本書紀初日本武尊の形影精神を留給ひし草薙劍は。官養媛前約違へず。獨御床を守りて仕奉りつるに。光彩日の如く。靈驗頻りに書れ給ふを以て。社を定め神劍を安置奉りき。此は今尾張國年魚市郡熱田神社にして。日本書紀古事記尾張風土記寛平緣起世に第三宮

といふ即是也。源平盛衰記。平家物語。そもく我吉田神社は其造營

始め給し年紀詳ならずと雖も。○按吉田社正安中の文書。田所長經の詞に。長經先祖者爲當社大明神之氏人。御垂跡以後八百餘歳とあるに據て。其年紀を推計ふるに。大抵顯宗天皇仁賢天皇の御世の間に當れるが如し。姑く附て後考に備ふ。

古昔日本武尊蝦夷を伐て還り給ふ時。官軍を息めし地なるを以て。此神を齋奉つと云ひ傳へて。吉田社古記常陸第三社

と稱奉るも。熱田神社にれほろげならぬ。由縁坐に依ての事なるべし。吉田文書○因みに云。世に本地垂跡など云説は。最澄空海等の姦僧がいひ出せる事にて。取るにも足らぬと。熱

田の神社に藥師如來とか云佛を本地とし。其神宮寺には。藥師を本尊とすと云へり。今我吉田神社には。本地佛といふものはなけれど。神宮寺藥王院に安置所の佛も。藥師なるがうへに。彼尾張の神宮寺の寺務なる如法院の天台宗なるも。又由縁ありて聞ゆ。

明治二十年六月十五日 出版届

(非賣品)

全 年七月 日 出版

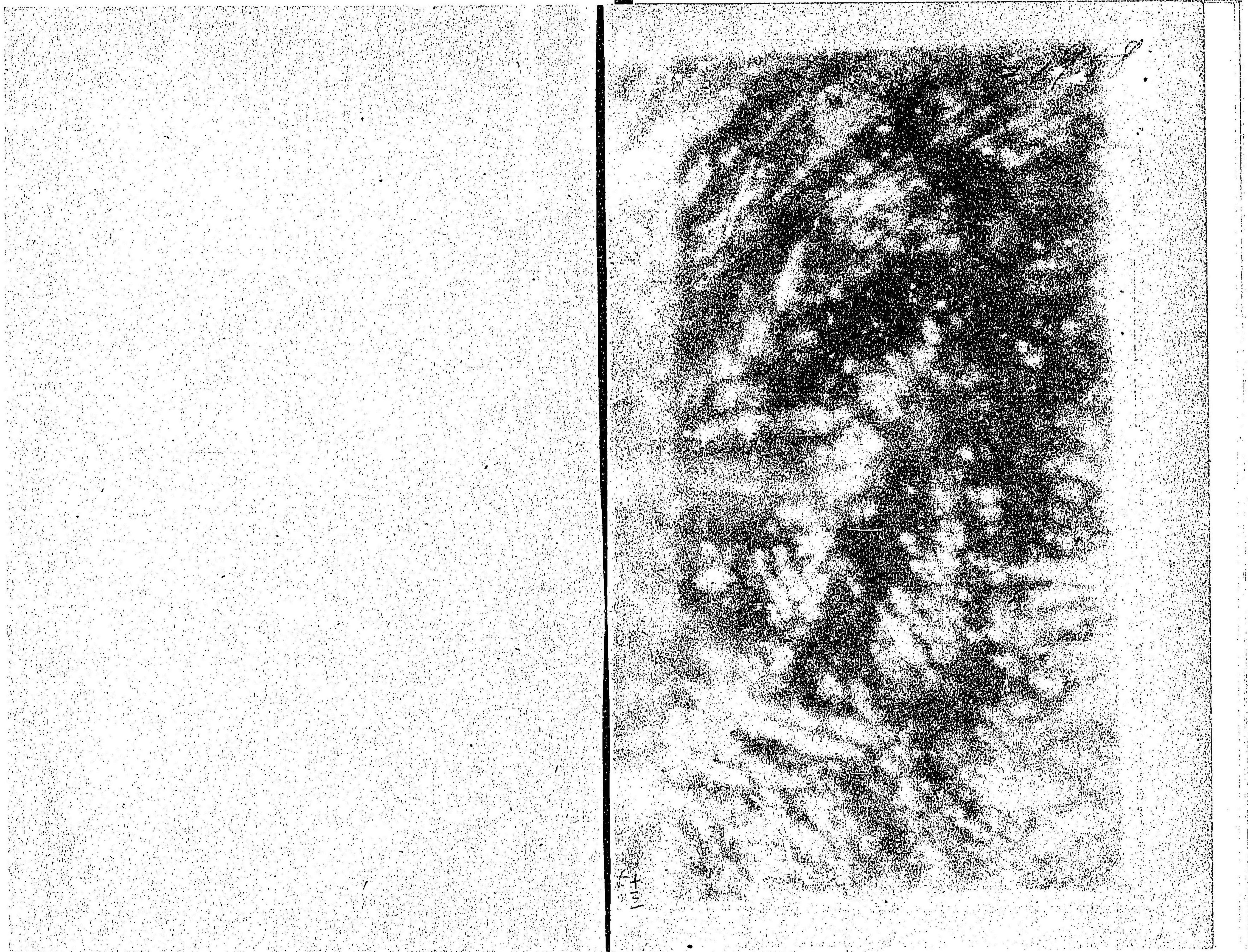
著述
出版

茨城縣士族

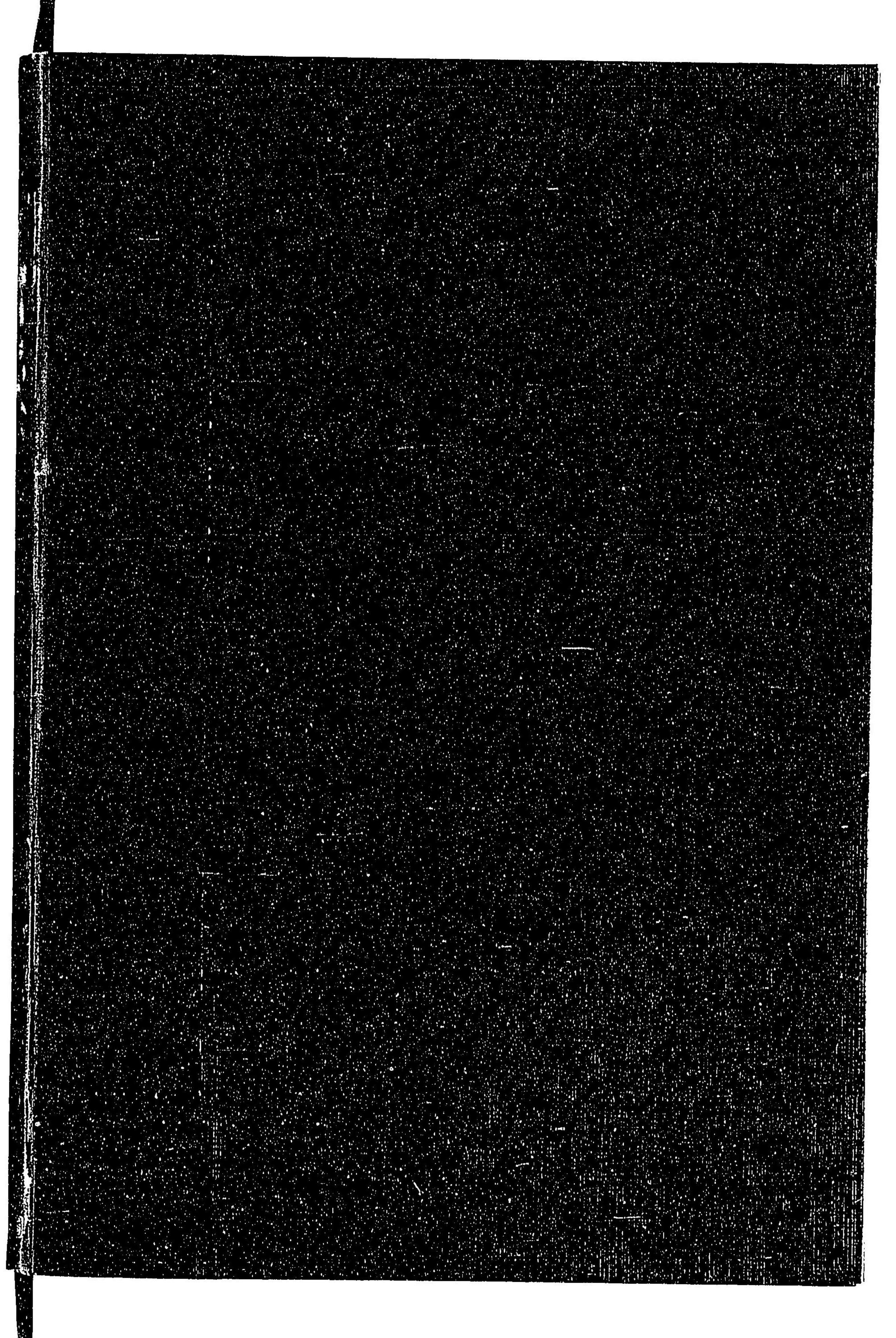
栗田 寛

東京神田區駿河臺
袋町十五番地

東京兜町製紙分社活鐫



28
70



10

014573-000-8

28-70

常陸吉田神社事蹟考

栗田 寛/著

M20

ABB-0988



32 6:15

